

東京地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 消費税等更正処分等取消請求事件

国側当事者・国(東京上野税務署長)

令和4年7月15日棄却・確定

判 決

原告	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	山下 清兵衛
同	山下 功一郎
同	田代 浩誠
同	西潟 理深
同	山口 雄也
同訴訟復代理人弁護士	丸地 英明
同補佐人税理士	宮崎 正則
同	山村 俊樹
被告	国
同代表者法務大臣	古川 禎久
処分行政庁	東京上野税務署長 犬丸 伸浩
指定代理人	別紙1 指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

東京上野税務署長が平成30年7月31日付けで原告に対してした、別紙2処分目録記載の各課税期間における消費税及び地方消費税の各更正処分のうち同目録記載の消費税及び地方消費税の各還付税額を下回る部分並びに上記各処分に伴う重加算税の各賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、平成28年9月期(平成28年6月●日から同年9月●日までの課税期間をいい、以下、他の課税期間も同様に表記する。)から平成30年2月期までの別紙2記載の各課税期間(以下、併せて「本件各課税期間」という。)分の消費税及び地方消費税(以下、併せて「消費税等」という。)について、本件各課税期間において輸出目的で行ったとする衣料品等(以下「本件各商品」という。)の課税仕入れに係る消費税の額を本件各課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除してもなお不足があるとして、消費税等の還付を受ける

ための確定申告（以下「本件各確定申告」という。）をしたところ、処分行政庁から、本件各商品の課税仕入れは、原告ではなく台湾の事業者が行ったものであるから、本件各商品の課税仕入れに係る消費税の額を控除することはできないとして、本件各課税期間について、消費税等の各更正処分（以下「本件各更正処分」という。）及び重加算税の各賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と併せて「本件各処分」という。）を受けたため、本件各処分（ただし、本件各更正処分については、本件各確定申告に係る還付税額を下回る部分）の取消しを求める事案である。

1 関係法令の定め

本件に関する法令の定めは別紙3のとおりである。なお、同別紙で定義した略称は、以下においても用いることとする。

2 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがないか、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる。

(1) 関係者等

ア（ア）原告は、平成28年6月●日に設立された衣料品等の輸出業等を目的とする株式会社であり、その代表取締役は甲（以下「本件代表者」という。）である。

なお、平成28年7月27日に移転する前の原告の本店所在地は、東京都台東区●●であった。（甲1）

（イ）原告は、平成28年8月8日、前記（ア）の本店所在地移転前の納税地を管轄する浅草税務署長に対し、同年6月●日から平成29年5月31日までの課税期間を適用開始課税期間として、消費税等の課税事業者となることを選択する消費税課税事業者選択届出書を提出するとともに、適用開始日を平成28年6月●日として課税期間を3月ごとの期間に短縮することを選択する消費税課税期間特例選択届出書を提出した（乙8、12）。

イ B（B。以下「B社」という。）は、2000年（平成12年）1月●日に設立された台湾に所在する外国法人であり、宅配輸出入税関申告、台湾全土への梱包及び配送業務のパッケージサービス並びに一般空運輸出入税関申告等のサービスを提供している（乙14）。

ウ C株式会社（以下「C社」という。）は、関西国際空港において通関業務及び仕向地までの航空運送を行っている株式会社であり、原告から通関業務に係る委任を受けている。

エ 台湾において本件各商品を販売する小売業者（以下「本件各台湾事業者」という。）

（ア）D株式会社（以下「D社」という。）

D社は、本件各台湾事業者の一つであり、日本で買い付けられた商品を台湾の事業者に対して販売している。

（イ）E社（以下「E社」という。）

E社は、本件各台湾事業者の一つであり、日本で買い付けられた商品を台湾で販売している（乙18）。

オ 日本国内の本件各商品の販売業者（以下「本件各国内事業者」という。）

（ア）株式会社F（以下「F社」という。）

F社は、本件各国内事業者の一つであり、東京都内に所在する洋服・婦人子供服等の

売買及び輸入輸出業務等を目的とする株式会社である（乙19）。

(イ) G株式会社（以下「G社」という。）

G社は、本件各国内事業者の一つであり、大阪府内に所在する紳士服・婦人服・ベビ
ー子供服等の販売、輸出入等を目的とする株式会社である（乙21）。

(ウ) H株式会社（以下「H社」という。）

H社は、本件各国内事業者の一つであり、大阪府内に所在する衣料用繊維製品の販売
等を目的とする株式会社である（乙24）。

(エ) 株式会社I（以下「I社」という。）

I社は、本件各国内事業者の一つであり、大阪府内に所在する婦人、子供服、男子服
等の製造及び販売業等を目的とする株式会社である（乙26）。

(2) 本件各商品の取引に関する契約書等（以下、後記アないしエの各契約書等を併せて「本件
各契約書等」という。）の内容等

ア 基本契約書

原告とB社は、平成28年6月●日付けで、基本契約書と題する書面（甲10。以下
「本件基本契約書」という。）を作成した。本件基本契約書には、要旨、以下のとおりの
記載がある。

(ア) 契約目的

原告はB社の指示・指定に基づき日本国内で商品を購入する。

B社は、台湾の企業である性質上、日本国内における業務を円滑に行うことが困難で
ある場合がある。そのため、日本国内法人である原告がB社の必要とする商品に関する
日本国内での業務サポートを行うための契約を取り決めることとする。

(イ) 業務の範囲

日本国内で購入した商品の集荷、輸出梱包、配送、関税申告に付帯する全ての業務

(ウ) 業務の内容

輸出通関の手配、連絡、サポート等

(エ) 商品等の管理について

B社の取り扱う商品、物品等が梱包場に搬入された際の商品リストをB社が作成し、
原告に提示する。

(オ) 手数料について

B社は、原告の仕入総額の0.75%相当額を手数料とし、商品到着確認及び業務完
了確認後、原告に対し、業務完了ごとに支払うものとする。ただし、支払方法その他、
原告の日本国内でのB社の経費負担分は別途相談の上精算する。

イ 覚書

原告とB社は、平成28年6月23日付けで、覚書と題する書面（甲11。以下「本件
覚書」という。）を作成した。本件覚書には、要旨、以下のとおりの記載がある。

(ア) 原告は、B社に登録した者が来日した際に、契約社員同等の扱いとし、全てのトラブ
ルの対応をし、速やかに解決するように努力する。

(イ) 原告は、B社に登録した者（社員等）に限り、国内で買付け時に原告の名前を使うこ
とを認める。

(ウ) B社に登録した者に対しての報酬等は、原告には発生しないこととする。

ウ 確認書

本件代表者とB社の主任である乙は、平成29年6月30日付けで、確認書と題する書面（甲12、乙30。以下「本件確認書」という。）を作成した。本件確認書には、原告とB社が本件基本契約書に記載した内容に関し、要旨、以下のとおりの事項を前提としていることを確認した旨の記載がある。

（ア）「契約目的」に関する確認事項

B社は、本件各台湾事業者と台湾国内で商品の輸入契約を結ぶとともに、本件各台湾事業者が日本国内で原告の管理下において原告の代理人として購入する商品のリストをもって、原告に対する発注としている。

（イ）「業務の内容」に関する確認事項

- a 原告は、本件各台湾事業者の日本国内での行動につき、国内での商行為につき一切の責任を負っている。
- b 原告は、本件各台湾事業者に対し、日本国内で、他の者に原告の名義を使用させることを一切禁じている。
- c 本件各台湾事業者は、日本国内において原告の名義を使用することにより経済的利益を享受している。

（ウ）「商品等の管理について」に関する確認事項

商品等が通関するまで当該商品の所有権は原告にある。よって、梱包場に搬入されるまでの毀損その他トラブルに関する責任も原告に存し、購入先から返納等の申入れがあった場合、原告の判断でそれを行う。その際、B社又は本件各台湾事業者は原告の判断に対し何ら意見を述べることはできない。

エ 取引基本契約書

平成29年10月28日付けで作成された取引基本契約書（甲16。以下「本件取引基本契約書」という。）には、要旨、以下のとおりの記載がある。なお、本件取引基本契約書には、頭書として、原告、B社を含む4社（以下「B社等」という。）並びにJ（以下「J社」という。）及びK（以下、J社と併せて「J社等」という。）の間の売買等に係る契約関係を明確にするため、本件取引基本契約書を作成する旨の記載があり、末尾に、原告、B社及びJ社の署名又は記名及び押印があるが、他の者の署名、記名及び押印はない。

（ア）目的

本件取引基本契約書は、原告が日本国内で購入した商品を、通関業者であるB社等を通じて、台湾に所在するJ社等に販売する契約（以下「本契約」という。）及び本契約に付随する決済関係などを明確にするために作成する。

（イ）個別契約

原告が、J社等に販売する商品の品目、数量、価格は、J社等が作成する名簿に登録された台湾所在の各小売業者が、各個別契約ごとに原告に対し指定するものとする。

（ウ）引渡し及び代金支払

- a 原告が購入した商品のJ社等に対する引渡しは通関手続の完了により行われるものとする。
- b 本契約に基づくJ社等の原告に対する代金支払債務は、前記（イ）の各小売業者とJ社等との間の売買契約に基づく当該各小売業者のJ社等に対する代金支払債務、

原告と当該各小売業者との間の業務委託契約に基づく原告の当該各小売業者に対する立替金支払債務との間で互いに対当額で相殺することを、原告とJ社等で合意する（以下「本件相殺合意」という。）。原告は、相殺について当該各小売業者に異議がないことを確認している。

(エ) 所有権、危険負担の移転

商品の所有権及び危険負担は、前記(ウ) aの引渡しの際に、原告からJ社等に移転する。

(3) 本件各商品の輸出

本件各台湾事業者は、本件各課税期間において、台湾で販売する商品を仕入れるため、本件各国内事業者に対し、インターネットにより又は店舗に来店して、本件各商品を注文し、それらの代金を支払った（ただし、本件各国内事業者から本件各商品を購入した主体が、原告か本件各台湾事業者かについては争いがある。）。

このようにして本件各国内事業者から買い付けられた本件各商品は、東京及び大阪にある倉庫（以下、大阪にある倉庫を「大阪の倉庫」といい、東京にある倉庫と併せて「本件各倉庫」という。）のいずれかに搬入された。B社の社員等は、搬入された本件各商品の梱包及びパッキングリストの作成を行い、その後、台湾に所在するB社において、同パッキングリストを基に、通関用の原告名義のインボイス等を作成した上で、これらを通関業者であるC社に電子メールで送信した。そして、C社は、受信したパッキングリスト及びインボイスに基づき、関西空港税関支署長に対し、輸出者を原告、仕向人をB社とする輸出許可申請を行い、同支署長から輸出が許可された本件各商品は、仕向地であるB社に輸出され、B社から本件各台湾事業者に配送された。（原告代表者）

(4) 原告における経理処理

ア 領収書の受領

本件各商品が本件各国内事業者から買い付けられた際、本件各国内事業者から本件各台湾事業者に対して交付された領収書（以下「本件各領収書」と総称する。）は、いずれも宛名が原告とされていた。

本件各領収書は、台湾において、本件各商品と引き換えに本件各台湾事業者からB社に引き渡され、B社において取りまとめられた上で、原告が大阪の倉庫で受領したもののほか、本件各商品が大阪の倉庫に搬入された時に原告が受領するものもあった。（弁論の全趣旨）

イ 総勘定元帳への記載

原告は、B社等から受領した本件各領収書に基づいて、原則として各月別に集計した金額を、原告の総勘定元帳（以下「本件元帳」という。）の「仕入高」に、相手科目を未払金又は買掛金として計上した上で（以下、本件各課税期間における各月別の当該仕入高に係る集計金額を「本件各月別集計仕入金額」といい、これらを本件各課税期間別に合計したものを「本件各仕入金額」という。）、当該金額のうち消費税等に相当する金額を仮払消費税等として各月別に計上し、仕入高から差し引くとともに、本件各月別集計仕入金額に相当する金額を本件元帳の「輸出売上高」に、相手科目を未収入金として各月別に計上した。

(5) 原告による確定申告

原告は、本件各課税期間について、本件元帳の「輸出売上高」に記載した各金額を本件各課税期間別に合計した金額を、原告の本件各課税期間の「免税売上額」（別表3の各表の①欄・合計額の各金額）に含めるとともに、原告の本件各課税期間の「課税仕入れに係る支払対価の額」（別表3の各表の④欄・合計額の金額）に本件各仕入金額（別表3の各表の⑤欄・合計額の金額）を含めて本件各確定申告をした。

(6) 本件各処分に至る経緯

ア 処分行政庁は、平成29年3月27日、原告に対する税務調査（以下「本件調査」という。）を開始し、平成30年7月31日、原告に対し、本件各課税期間について、別表1-1から1-7までの各「更正処分等」欄記載のとおり、本件各処分をした。

イ 原告は、平成30年10月31日、本件各処分に不服があるとして、処分行政庁に対し、別表1-1から1-7までの各「再調査の請求」欄記載のとおり再調査の請求をしたが、平成31年2月20日付けで、同再調査の請求をいずれも棄却する旨の決定がされた。

ウ 原告は、平成31年3月22日、本件各処分に不服があるとして、国税不服審判所長に対し、別表1-1から1-7までの各「審査請求」欄記載のとおり審査請求をしたが、令和2年3月6日付けで、同審査請求をいずれも棄却する旨の裁決がされ、その後、原告に対してその旨の通知がされた（甲9）。

(7) 本件訴訟の提起

原告は、令和2年9月4日、本件訴訟を提起した。

3 本件各処分に係る課税の根拠及び計算

被告が主張する本件各処分に係る課税の根拠及び計算は、別紙4記載のとおりであり、原告は、後記4において争点となっている点を除き、これを争うことを明らかにしない。

4 争点

本件の争点は以下のとおりであり、この点に関する当事者の主張の要旨は、別紙5に記載のとおりである。なお、同別紙で定義した略称は、以下においても用いることとする。

- (1) 本件各仕入金額が、原告の「課税仕入れに係る支払対価の額」（消費税法30条1項）に当たるか（争点1）
- (2) 原告が、国税通則法68条1項に規定する事実の仮装をしたと認められるか（争点2）
- (3) 原告が還付金を受領していない課税期間について、国税通則法68条1項の「納税者」として重加算税を課することができるか（争点3）
- (4) 本件調査における違法の有無（争点4）

第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件各仕入金額が、原告の「課税仕入れに係る支払対価の額」（消費税法30条1項）に当たるか）について

(1) 認定事実

前記前提事実に加えて、甲第31号証、乙第29号証及び原告代表者尋問の結果（ただし、後記認定に反する部分を除く。）、掲記の証拠並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 本件各商品に係る取引の概要（乙15、16、18、22、25、27、28）

(ア) a 本件各商品に係る取引において、買い付ける商品の選定は、本件各台湾事業者が、任意の時期に、自ら又は知人に依頼して本件各国内事業者の店舗に直接出向き、あ

るいは、インターネットを利用して行っていた。

原告は、本件各台湾事業者が本件各国内事業者から商品を買付ける時点では、当該商品の種類、数量や金額を把握していなかった。

- b 本件各商品の代金の決済は、本件各台湾事業者が本件各国内事業者の店舗で買付けをする場合は、本件各台湾事業者の自己資金による現金支払又は代金引換の方法等で行われ、本件各台湾事業者が本件各商品をインターネットで注文する場合は、本件各台湾事業者による振込み又は自己若しくはその関係者の名義のクレジットカード払いの方法等により行われた。

上記のうち、代金引換の方法で決済がされる場合や、原告が本件各商品を本件各国内事業者から集荷する場合等には、原告が立替払をすることもあったが、原告は、当該代金相当額について、後日、B社を介して本件各台湾事業者から回収した。

また、本件各国内事業者は、本件各台湾事業者から本件各商品の代金の支払を受けると、本件各台湾事業者に対して領収書（本件各領収書）を交付したが、原告の依頼により、本件各領収書の宛名を原告としていた。

- (イ) a D社の代表取締役である丙（以下「D社代表者」という。）及びE社の代表者から日本での商品の買付けを依頼されている丁（以下「丁氏」という。）は、本件各商品を本件各国内事業者から購入しているのは、本件各台湾事業者であるD社又はE社であると認識している。

本件各国内事業者であるF社、G社及びH社においては、会員として登録されている者のみが商品を購入することができる。本件各台湾事業者は、上記各社において会員として登録されているが、原告は会員として登録されておらず、F社及びG社の担当者は、本件各商品を購入しているのは本件各台湾事業者であり、原告に対する本件各商品の販売は行っていないと認識している。また、I社においても、会員として登録されている者のみが商品を購入することができ、本件各台湾事業者のほか、原告もI社の会員として登録されているが、I社の担当者は、本件各台湾事業者が会員として発行を受けた入店カードを利用して買付けを行った商品については、領収書の宛名を原告として発行していても、本件各台湾事業者に対して当該商品を販売していると認識していた。

そして、D社代表者及び丁氏並びにF社、G社及びH社の各担当者は、原告について、輸出代行業務又は集荷運搬業務を行う者であると認識していた。

- b なお、原告は、前記aの認定に沿う本件各台湾事業者及び本件各国内事業者の関係者の陳述が信用できない旨の主張をするが、これらの陳述は相互に整合している上、これらの者が、原告に不利益な虚偽の陳述をする理由はなく、上記原告の主張は採用することができない。

- (ウ) 前記（ア）記載の取引により本件各国内事業者から買付けられた本件各商品は、原告若しくはB社の担当者により、又は本件各台湾事業者により本件各倉庫に運び込まれ、また、インターネットで注文された商品については、送付先として指定された本件各倉庫に送付されることもあった。

B社は、本件各倉庫に運び込まれた本件各商品の梱包をするとともに、パッキングリスト及び原告名義のインボイスを作成し、これを、電子メールでC社に送った。

- (エ) C社は、前記(ウ)のとおりB社から受領したパッキングリスト及びインボイスを基に、関西空港税関支署長に対し、輸出者を原告、仕向人をB社とする輸出許可申請を行った。本件各商品は、同支署長による輸出許可がされると、航空便への積込作業がされて台湾のB社に輸出され、B社によって、本件各台湾事業者へ輸送された。(乙32)
- (オ) 本件各台湾事業者が本件各国内事業者から受領した本件各領収書は、多くの場合、請求書、納品書等の他の証票類とともに、台湾において、本件各商品の受領と引換えに、本件各台湾事業者からB社に引き渡され、B社において取りまとめの上、日本に持ち込まれて、大阪の倉庫で原告に引き渡された。
- (カ) 原告とB社は、B社が原告に対して、手数料の名目で本件各商品の代金額(ただし、消費税等を含まない金額。以下同じ。)の0.75%(以下「本件原告取得手数料」という。)を支払う旨の合意をした。そして、原告が本件各商品に係る消費税等の額(本件各商品の代金額の8%に相当する金額)の還付を受けると、原告は、B社に対して、本件各商品の代金額の7.25%に相当する金額を本件各台湾事業者の取りまとめ等に係る手数料の名目で支払い、本件各商品の代金額の0.75%を本件原告取得手数料として受領した(前記前提事実(2)ア(オ)、弁論の全趣旨)。

イ 原告における経理処理及び本件各確定申告

- (ア) 原告は、①B社等から受領した本件各領収書に基づいて、原則として各月別に集計した金額(本件各月別集計仕入金額)を、本件元帳の「仕入高」に、相手科目を未払金又は買掛金として計上した上で、②当該金額のうち、消費税等に相当する金額を仮払消費税等として各月別に計上して「仕入高」から差し引き、また、③本件各月別集計仕入金額に相当する金額を本件元帳の「輸出売上高」に、相手科目を未収入金として各月別に計上した。

上記のとおり、本件元帳の「仕入高」に、相手科目を未払金等として計上されたものについての摘要は、「B社顧客 立替支払」などと記載され、本件元帳の「輸出売上高」に、相手科目を未収入金として計上されたものについての摘要は、例えば「10月分輸出売上 B社」などと記載された。(前記前提事実(4)イ、乙33、34)

- (イ) 原告は、本件各確定申告において、本件元帳の「輸出売上高」に記載した各金額を本件各課税期間別に合計した金額を、原告の本件各課税期間における「免税売上額」に含めるとともに、本件各仕入金額を、原告の本件各課税期間における「課税仕入れに係る支払対価の額」に含めて申告した(乙1ないし7)。

(2) 検討

- ア 前記認定事実ア(ア)、(イ)によれば、本件各商品に係る取引においては、本件各台湾事業者が自ら購入する商品やその数量を決定し、本件各台湾事業者の資金で代金の決済が行われていたと認められ、また、本件各国内事業者及び本件各台湾事業者は、本件各商品の買主が本件各台湾事業者であると認識していたと認められる。

- イ 前記認定事実ア(ウ)、(エ)のとおり、原告が、本件各商品を本件各国内事業者の店舗から本件各倉庫に運搬していたことや、本件各商品の輸出許可申請において、原告が輸出者とされていたことが認められるが、これらの事実は、本件各商品の買主が原告であることを直ちに裏付けるものとはいえない。かえって、前記認定事実ア(イ)のとおり、本件各台湾事業者及び本件各国内事業者の関係者が、原告について、輸出代行業務又は集荷運

搬業務を行う者であると認識していたことに加えて、前記認定事実ア（カ）のとおり、本件各商品の課税仕入れをした事業者に還付されるべき消費税等の額（本件各商品の代金額の8%に相当する金額）のうち、本件原告取得手数料は、本件各商品の代金額の0.75%に相当する金額にすぎず、還付を受ける消費税等の額に占める割合は約9.38%とごく僅かであって、かつ、原告が本件各商品に係る取引に関与することにより得る利益は、本件原告取得手数料に限られていたことも踏まえれば、原告が本件各商品の運搬をしていたことや、原告を輸出者として本件各商品の輸出許可申請がされていたことは、原告が輸出代行業務又は集荷運搬業務を行っていたことの表れであり、また、原告の名義で行った消費税等の還付を受けるための本件各確定申告についても、原告が消費税等の還付手続の代行業務を行っていたものと評価するのが相当である。

ウ 前記認定事実ア（ア）bのとおり、本件各領収書の宛名は原告であるが、証拠（甲21、乙22、乙27）によれば、本件各国内事業者は、領収書の宛名について、顧客から依頼があれば、それに応じた宛名で発行していたと認められるから、本件各領収書の宛名が原告であるとの事実をもって、本件各国内事業者において、本件各商品の買主が原告であると認識していたということとはできない。

なお、この点に関し、原告は、本件各商品を購入したのが本件各台湾事業者であるにもかかわらず、宛名を原告とする本件各領収書が発行されたのだとすると、原告及び本件各台湾事業者は、本来負うはずのない責任を負い、又は自らが本来有する権利を行使できないおそれがあり、本件各国内事業者は、脱税に加担したとの責任を追及されるおそれがあるのであって、これらの関係者のいずれもがリスクを負うことになるから、本件各商品を購入したのが本件各台湾事業者であるということとはあり得ない旨の主張をする。しかしながら、仮に、本件各台湾事業者が購入した商品について、宛名を原告とする領収書を発行することに伴う抽象的なリスクを完全に否定することはできないとしても、前記イのとおり、原告は消費税等の還付手続の代行業務を行っていたと認められ、それに必要なものとして、原告を名宛人とする領収書の発行を受けていたといえることからすれば、原告と本件各台湾事業者が、合意の上、名宛人を原告とする領収書の発行を受けることには十分合理性がある。また、本件各国内事業者が、本件各商品を購入したのが本件各台湾事業者であると認識しつつ、領収書の宛名を原告として発行したという一事をもって、脱税に加担したとの責めを負うとは考え難い。したがって、上記原告の主張は採用することができない。

エ 以上からすれば、本件各国内事業者から本件各商品を購入したのは本件各台湾事業者であって、原告は本件各商品に係る取引において輸出代行業務、集荷運搬業務及び消費税等の還付手続の代行業務を担っていたにすぎないと認められるから、原告が本件各商品の課税仕入れの主体であったと認めることはできない。

（3）原告の主張について

ア 原告は、本件各商品の買主は原告であり、本件各台湾事業者は、原告の代理人として売買を行い、原告のために本件各商品の代金を立替払していた旨主張し、本件各領収書発行依頼書面（甲13、14）及び本件各契約書等（甲10ないし12、16）を提出するので、以下、順次検討する。

（ア）本件各領収書発行依頼書面について

甲第13号証、第14号証及び弁論の全趣旨によれば、①本件各領収書発行依頼書面の表題は「領収書発行のお願い」とされており、「弊社は、外国のお取引様より依頼を受け商品の買い付け及び輸出業務等をし」、「商品購入時にカードの提示、及び口頭で(株)Aの領収書を依頼された方は、株式会社Aの代理で仕入れをしておりますので(株)Aの領収書の発行を何卒よろしくお願い致します」、「(株)Aでの購入手続き等のトラブル、責任は、弊社が負う」等の記載があること、②原告において、上記①の内容が記載された本件各領収書発行依頼書面を作成した上で、F社及びL社に対して署名押印を求めたこと、③F社及びL社の各担当者は、原告の求めに応じて、本件各領収書発行依頼書面に「上記の件、了解致しました」と記載して署名押印したことが認められる。そして、原告は、本件各領収書発行依頼書面によれば、本件各国内事業者は、本件各台湾事業者が原告の代理人として買付けを行うことを了承していたといえる旨主張する。

しかしながら、上記①のような本件各領収書発行依頼書面の表題及び文面に照らせば、その主たる内容は、原告宛ての領収書の発行を依頼するものといえ、上記③のとおり、F社及びL社において「了解致しました」とするのも、領収書の宛名に関する原告の依頼を了解したものにすぎないとみる余地も十分ある上、「(株)Aの領収書を依頼された方は、株式会社Aの代理で仕入れをして」いる旨の記載は、前記認定事実ア(イ)のようなF社の担当者の認識と齟齬があることからすれば、本件各領収書発行依頼書面のみをもって、F社及びL社において、本件各商品の買主が原告であることの認識を有していたとは認め難い。加えて、本件各領収書発行依頼書面は、本件代表者自身が述べるとおり、本件調査に当たり、本件各国内事業者から本件各商品を購入したのが原告である旨の原告の主張を裏付けることを意図して作成され(甲31、原告代表者(6頁))、上記②及び③のとおり、F社及びL社は、原告の作成した本件各領収書発行依頼書面の記載内容を受動的に了承したにすぎないという作成経緯にも鑑みれば、本件各領収書発行依頼書面をもって、本件各国内事業者が、本件各台湾事業者が原告の代理人として買付けを行うことを了承していたと認めることはできない。

したがって、上記原告の主張を採用することはできない。

(イ) 本件取引基本契約書について

a 本件取引基本契約書(甲16)には、原告が日本国内で商品を購入した上で、J社等に対して販売及び引渡しをして、その所有権を移転させる旨(前記前提事実(2)エ(ア)、(イ)、(ウ)a及び(エ))、また、原告の本件各台湾事業者に対する立替金支払債務について、J社等の原告に対する代金支払債務及び本件各台湾事業者のJ社等に対する代金支払債務との三者間で相殺することを合意する旨(本件相殺合意。前記前提事実(2)エ(ウ)b)の記載がある。そして、原告は、本件取引基本契約書によれば、原告が、J社等に対して本件各商品を輸出、販売していたといえる旨の主張をする。

b しかしながら、本件取引基本契約書には、本件各台湾事業者が、原告の代理人として本件各商品を購入することについての記載はなく、本件各台湾事業者が本件取引基本契約書の当事者となっているものでもないから、本件取引基本契約書は、本件各台湾事業者が、原告の代理人として本件各商品を購入したことを直接裏付ける

ものではない。

- c 乙第38号証によれば、台湾においては、輸入時に営業税（税率5%）が課されると認められるところ、J社等が本件各商品を輸入したとすれば、本件各商品の仕入れに際して、原告に対する代金支払債務の額（本件各商品の代金額に消費税等の額を加算した金額）のほか、上記営業税に相当する額の負担を要することとなる。一方で、原告の主張によれば、本件相殺合意における三者間の債務はいずれも同額であるというのであるから、本件相殺合意によれば、J社等は、上記原告に対する代金支払債務に相当する金額の対価しか得られないことになり、他に、J社等が本件各商品に係る取引によって得る利益があることを窺わせる事情もない。そうすると、本件取引基本契約書に基づく本件相殺合意は、取引としての合理性を欠くといわざるを得ない。

また、前記aのとおり、本件取引基本契約書上、原告は、本件各商品をJ社等に対して転売することとされているが、一方で、原告は、本件元帳の「輸出売上高」に本件各月別集計仕入金額を計上するに当たり、「10月分輸出売上 B社」などと記載して、本件各商品をB社に対して輸出したものとして記録している（前記認定事実イ（ア））。このように、本件各商品に係る取引に関する契約関係及び決済関係を明確にするために作成された本件取引基本契約書（前記前提事実（2）エ（ア））と、本件各商品に係る取引の内容を勘定科目ごとに記録する本件元帳の各記載内容に齟齬があることからすると、本件取引基本契約書に記載された取引の内容が、本件各商品に係る取引の実態を反映したものとして信用することができるものとはいえない。

さらに、本件取引基本契約書が、本件調査の開始後、原告の主張を裏付けることを意図して作成された書面であること（甲31、原告代表者（3頁））からすれば、そもそも、本件取引基本契約書は、その客観性に大きな疑問があるといわざるを得ない。

- d したがって、前記aの原告の主張は採用することができない。

(ウ) 本件基本契約書、本件覚書及び本件確認書について

- a 本件基本契約書（甲10）には、契約目的として、原告がB社の指示・指定に基づき日本国内で商品を購入する旨の記載があり（前記前提事実（2）ア（ア））、また、本件確認書（甲12、乙30）には、B社が、本件各台湾事業者と商品の輸入契約を結び、本件各台湾事業者が原告の代理人として購入する商品のリストをもって原告に対する発注とし、商品等が通関するまで当該商品の所有権は原告にある旨の記載があるところ（前記前提事実（2）ウ（ア）、（ウ））、これらの記載は、それ自体としては、本件各台湾事業者が原告の代理人として本件各商品を購入していた旨の原告の主張に沿うものである。

- b しかしながら、本件基本契約書及び本件確認書は、いずれも、原告とB社又はその担当者との間で作成されたものであって、本件各台湾事業者は当事者ではなく、本件各台湾事業者において、原告の代理人として本件各商品を購入していたことを直接裏付けるものではない。

そもそも、本件基本契約書には、契約目的として前記aのような記載がある一方

で、業務の範囲は「日本国内で購入した商品の集荷、輸出梱包、配送、関税申告に付帯する全ての業務」とされ、業務の内容は「輸出通関の手配、連絡、サポート等」とされているのであって（前記前提事実（２）ア（イ）、ウ）、本件基本契約書において、原告とB社との間で、原告が本件各商品の買主として、本件各商品に係る取引に関与することが合意されたともいい難い。

- c 以上のほか、本件覚書（甲 1 1）の記載内容は、本件各台湾事業者が原告の代理人として本件各商品を購入していたことを何ら裏付けるものではないことからすれば、本件基本契約書、本件覚書及び本件確認書の記載内容は、前記 a の原告の主張を裏付けるものということとはできない。

イ 原告は、本件各国内事業者の一つである株式会社M（以下「M社」という。）の担当者が、原告との間で取引がある旨、原告の主張に沿う供述をしている（甲 2 1）旨の主張をする。

しかし、原告の主張によれば、本件代表者の義母である戊は、衣料品等の運送業を行う事業者であるNを営み、本件各台湾事業者が買付けをした衣料品等の運送を行っていたところ、その際、本件各台湾事業者から追加注文を受けるなどして本件各台湾事業者に代わって買付けを行うことがあり、上記原告とM社との間の取引は、戊が原告の名で買付けを行ったものであるというのである。このような原告の主張からすれば、戊が原告の名でM社と取引をしたことがあったとしても、それは、Nとして、あるいは、本件各台湾事業者の代理人として取引を行ったものとするのが合理的であり、原告の代理人として取引を行ったものとはいえないから、上記M社の担当者の供述をもって、原告が本件各国内事業者から本件各商品を購入したことを裏付けるものということとはできない。

ウ 原告は、本件各商品について消費税等が課税された状態が維持されると、日本及び台湾の両国において二重に消費税を課することになり、輸出免税制度の趣旨に反する旨の主張をする。

しかし、本件各台湾事業者が本件各国内事業者から購入して台湾に輸出した商品については、本件各台湾事業者の課税仕入れとして、本件各台湾事業者が消費税等の還付を受けることが可能であるから（消費税法 3 1 条 2 項、3 0 条 1 項）、上記原告の主張は、当たらない。

- （４）以上によれば、本件各商品の課税仕入れの主体が原告であると認めることはできず、本件各仕入金額は、原告の「課税仕入れに係る支払対価の額」に当たらない。

2 争点 2（原告が、国税通則法 6 8 条 1 項に規定する事実の仮装をしたと認められるか）について

- （１）国税通則法 6 8 条 1 項にいう事実の仮装とは、存在しない課税要件事実が存在するかのように見せかけることをいうものと解される。

前記 1（２）のとおり、本件各商品を本件各国内事業者から購入したのは、本件各台湾事業者であって、原告ではない。それにもかかわらず、原告は、本件各商品について、本件各台湾事業者をして宛名を原告とする本件各領収書の発行を受けさせた上、本件各領収書に基づいて集計した本件各月別集計仕入金額を本件元帳の「仕入高」に計上するとともに、本件元帳の「輸出売上高」の欄に、摘要を「B社 1 0 月分輸出売上」などとして月別に計上した。これは、そのような事実が存在しないにもかかわらず、原告が、国内において本件各

商品の課税仕入れを行い、B社に向けて輸出したかのように見せかけたものといえるから、これらの行為は、国税通則法68条1項に規定する事実の仮装に当たる。

また、前記1(2)のとおり、原告は、本件各商品に係る取引において、本件各台湾事業者の輸出代行業務や消費税等の還付手続の代行業務を行っていたと認められるから、自らが本件各商品の仕入れをしたものではないことを認識していたことも明らかであって、原告に国税通則法68条1項の故意があることも認められる。

- (2) 原告は、O社に係る別件各調査の結果、別件各是認通知がされていることを踏まえれば、原告において、本件各商品に係る仕入金額を原告の課税仕入れとして本件元帳に記載し、消費税等の確定申告を行うことが、存在しない課税要件事実を存在するようにみせかけることに当たるとの認識はなかったといえる旨の主張をする。そして、後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、①O社は、衣料用繊維等の輸出入及び販売業並びに衣料用繊維等の輸出入の代行等を目的とする特例有限会社であり、その代表者は本件代表者であったこと（なお、O社は平成28年10月●日に解散した。甲17）、②平成22年2月9日及び平成25年2月12日、それぞれ着手されたO社の法人税、消費税及び源泉徴収税に係る調査（別件各調査）の結果、浅草税務署長は、いずれについても、更正決定等をすべきと認められない旨の通知（別件各是認通知）をしたこと（甲18、19）が、それぞれ認められる。

税務署長は、調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められない場合には、納税義務者に対し、「その時点において更正決定等をすべきと認められない」旨を書面により通知することとされているが（国税通則法74条の11第1項）、この場合においても、税務職員は、新たに得られた情報に照らし非違があると認められる場合には、当該通知を受けた納税義務者に対し、質問検査等を行うことができるとされている（同条5項）。これからすれば、そもそも、是認通知は、質問検査等の相手方となった納税義務者に対し、通知の時点における当該調査に関する税務当局の一応の見解を告知することによって、税務当局の説明責任を補強する趣旨のものにすぎないと解される。ましてや、O社に対する別件各是認通知をもって、原告がする確定申告について更正決定等がされることはないものと認識する根拠となるものとはいえないのであって、別件各是認通知がされたことが、同法68条1項に規定する事実の仮装についての原告の故意の有無に影響を及ぼすものではない。

したがって、上記原告の主張は理由がない。

- 3 争点3（原告が還付金を受領していない課税期間について、国税通則法68条1項の「納税者」として重加算税を課することができるか）について

原告は、還付申告をした者において、還付金を受領していない場合には、還付金の返還義務を觀念することはできず、したがって、本件各還付留保課税期間について、原告は「納税者」（国税通則法68条1項、65条1項）には当たらないから、同法68条1項の重加算税の課税要件を満たさない旨の主張をする。

しかしながら、国税通則法65条1項は、その文言上、過少申告加算税の賦課について、還付金が申告どおりに納税者に還付されたかどうかを区別していない。また、同項及び同法68条1項の規定する加算税は、申告納税方式による国税について過少な申告を行った納税者に対して行政上の制裁を賦課することにより、申告秩序を維持することとしたものと解されるところ（最高裁昭和58年10月27日第一小法廷判決・民集37巻8号1196頁参照）、このような加算税の趣旨に照らせば、その過少な申告に従えば税の還付がされること

となる場合に、当該還付金が留保されているからといって、加算税に係る要件を欠くこととなるものとは解されない。

したがって、本件各還付留保課税期間について、原告が還付金を受領していないことをもって、原告が、「納税者」（国税通則法68条1項、65条1項）に当たらないということとはできず、上記原告の主張を採用することはできない。

4 争点4（本件調査における違法の有無）について

(1) 国税通則法74条の2の規定は、国税庁、国税局若しくは税務署等の有する調査に係る質問検査権は、当該調査の目的、調査すべき事項、申請、申告の体裁や内容、帳簿等の記入や保存の状況、相手方の事業の形態等、諸般の具体的事情に鑑み、客観的な必要性があると判断される場合には、調査の一方法として、同条1項各号に規定する者に対して質問し、又はその事業に関する帳簿書類その他当該調査事項に関連性を有する物件の検査を行う権限を認める趣旨であって、この場合の質問検査の範囲、程度、時期、場所等、実定法上特段の定めのない実施の細目については、上記のような質問検査の必要性があり、かつ、これと相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまる限り、権限ある税務職員の合理的な選択に委ねられていると解される（最高裁昭和48年7月10日第三小法廷決定・刑集27巻7号1205頁参照）。

(2) 原告は、本件調査が16か月間という長期間を要したことは、社会通念上著しく妥当性を欠き、違法である旨の主張をする。

しかしながら、本件調査においては、本件各商品に係る取引の実態を調査する必要があったと認められるところ、本件各商品に係る取引の関係者が、原告、本件各国内事業者、B社、J社等及び本件各台湾事業者など多数に及んでいる上、国外の事業者も含まれていること、原告において作成した本件元帳のほか、本件各契約書等及び本件各領収書発行依頼書面等、原告がその主張を裏付けるものとして提出した多数の資料の存在を踏まえた慎重な調査が必要であったと認められることなどからすれば、約1年4か月という調査期間が、社会通念上相当な限度を超えるものということとはできない。

(3) 原告は、税務調査を行うに当たっては、調査の対象となる期間について事前通知を行わなければならないとされているところ（国税通則法74条の9第1項5号）、かかる規定の趣旨からすれば、本件のように、本件調査の開始時における事前通知の対象とされていない課税期間（平成29年5月期から平成30年2月期までの各課税期間）について、原告の理解と協力を得ないまま、調査対象に追加することは違法である旨の主張をする。

しかしながら、いったん調査の事前通知が行われた場合でも、その通知に含まれていなかった事項について調査着手後に非違が疑われることとなった場合には、当該事項に関して税務職員が質問検査等を行うことを妨げるものではなく（国税通則法74条の9第4項前段）、その場合において、事前通知の対象とされた事項以外の事項に関して質問検査等を行う際には、改めて事前通知を行うことも必要ないとされている（同項後段）のであるから、事前通知の対象とされていない課税期間について同項の規定に基づいて調査を行うに際し、調査対象者の理解と協力があることが手続上の要件となるものとは解し得ない。

(4) 以上によれば、本件調査が違法である旨の原告の主張はいずれも理由がない。

5 本件各処分の適法性について

前記1のとおり、本件各仕入金額は原告の「課税仕入れに係る支払対価の額」に当たらない

から、これを前提に計算すると、本件各課税期間における消費税等の納付すべき税額又は還付税額は、別紙4の1記載のとおりとなり、また、前記2、3のとおり原告は国税通則法68条1項に規定する重加算税の賦課に係る要件を満たすところ、本件各賦課決定処分に係る重加算税の額は、別紙4の2記載のとおりとなる。

したがって、本件各処分は適法である。

第4 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官 鎌野 真敬

裁判官 栗原 志保

裁判官 佐藤 貴大

(別紙1)

指定代理人目録

大森美穂、野間隆一朗、尾形信周、森田 太、峯川守人、森西ひとみ

以上

5

処分目録

- 1 平成28年6月●日から同年9月●日までの課税期間分の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、消費税の還付税額1610万8108円及び地方消費税の還付税額434万6632円を下回る部分
- 2 平成28年9月●日から同年12月●日までの課税期間分の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、消費税の還付税額3501万0557円及び地方消費税の還付税額944万7293円を下回る部分
- 3 平成28年12月●日から平成29年3月●日までの課税期間分の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、消費税の還付税額2295万4181円及び地方消費税の還付税額619万3985円を下回る部分
- 4 平成29年3月●日から同年5月31日までの課税期間分の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、消費税の還付税額2297万9077円及び地方消費税の還付税額620万0703円を下回る部分
- 5 平成29年6月1日から同年8月31日までの課税期間分の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、消費税の還付税額1440万1797円及び地方消費税の還付税額388万6199円を下回る部分
- 6 平成29年9月1日から同年11月30日までの課税期間分の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、消費税の還付税額278万2589円及び地方消費税の還付税額75万0857円を下回る部分
- 7 平成29年12月1日から平成30年2月28日までの課税期間分の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、消費税の還付税額170万2529円及び地方消費税の還付税額45万9412円を下回る部分

以上

関係法令の定め

1 消費税法

5 (1) 消費税法2条(定義)1項12号は、課税仕入れとは、事業者が、事業として他の者から資産を譲り受けること(当該他の者が事業として当該資産を譲り渡した場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、同法7条1項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び同法8条1項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る。)等をいう旨を規定している。

10 (2) 消費税法7条(輸出免税等)1項は、事業者が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、同項各号に掲げるものに該当するものについては、消費税を免除する旨を規定しているところ、同項1号は、本邦からの輸出として行われる資産の譲渡等掲げている。

15 (3) 消費税法30条(仕入れに係る消費税額の控除)(平成24年法律第68号3条による改正前のもの。以下同じ。)1項は、事業者が、国内において行う課税仕入れについては、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額(当該課税仕入れに係る支払対価の額に108分の6.3を乗じて算出した金額をいう。)を控除する旨を規定し、同
20 項1号は、国内において課税仕入れを行った場合について、当該課税仕入れを行った日と定めている。

25 (4) 消費税法30条(仕入れに係る消費税額の控除)6項は、課税仕入れに係る支払対価の額とは、課税仕入れの対価の額(対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、当該課税仕入れに係る資産の譲渡等をする事業者に課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額(これらの税額に係る附帯

税の額に相当する額を除く。)に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。)をいう旨を規定している。

2 国税通則法

- 5 (1) 国税通則法68条(重加算税)1項は、期限内申告書(還付請求申告書を含む。)の提出後に更正があり、同法65条1項の過少申告加算税を課すべき場合において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、過少申告加算税に代え、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎
10 となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する旨規定している。

15 なお、平成28年9月期については、平成28年法律第15号による改正前の国税通則法68条1項が適用されるが、本件の争点との関係では、同改正の前後を通じて実質的な差異はない。

- 20 (2) 国税通則法74条の2(当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権)1項(平成30年法律第7号による改正前のもの)は、国税庁、国税局又は税務署(以下「国税庁等」という。)の当該職員は、消費税等に関する調査について必要があるときは、同項各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる旨を規定している。

- 25 (3) 国税通則法74条の9(納税義務者に対する調査の事前通知等)1項(平成30年法律第16号による改正前のもの)は、税務署長等(国税庁長官、国税局長又は税務署長をいう。)は、国税庁等の当該職員に納税義務者に対し実地の調査において同法74条の2から74条の6まで(当該職員の質問検査権)の規定に

よる質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者（当該納税義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び同項に掲げる事項を通知するものとする旨を規定し、同項5号は、調査の対象となる期間を掲げている。

5

以上

被告が主張する本件各処分に係る課税の根拠及び計算

1 本件各更正処分の根拠及び適法性

(1) 本件各更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告の本件各課税期間に係る消費税等の各課税標準額及び納付すべき消費税等の額は、それぞれ別表2のとおりであり、各項目の金額は次に述べるとおりである。

なお、以下に「△」を付した金額は、マイナスの金額（還付額等）を意味する。

ア 平成28年9月期

(ア) 課税標準額（別表2「平成28年9月期」の順号①の金額） 0円

上記金額は、原告が平成28年10月31日に処分行政庁に対して提出した平成28年9月期の確定申告書（以下「平成28年9月期申告書」という。）に課税標準額として記載した金額と同額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額（別表2「平成28年9月期」の順号②の金額） 0円

上記金額は、上記（ア）の課税標準額0円に消費税法29条（平成24年法律第68号による改正のうち令和元年（平成31年）10月1日施行前のもの。以下同じ。）に規定する税率100分の6.3を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額（別表2「平成28年9月期」の順号⑥の金額） 6万6530円

上記金額は、次のaの金額からbの金額を差し引いた金額114万0528円（別表2「平成28年9月期」の順号⑤の金額）に消費税法30条1項の規定に基づき108分の6.3を乗じて算出した金額である。

a 確定申告による課税仕入れに係る支払対価の額（別表2「平成28年9月期」の順号③の金額） 2億7613万8999円

上記金額は、原告が平成28年9月期申告書添付の付表2に課税仕入れに係る支払対価の額として記載した金額と同額である。

b 課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない金額（別表2「平成28年9月期」の順号④の金額） 2億7499万8471円

上記金額は、原告ではなく、B社の顧客であり台湾において衣料品等を販売する小売業者（本件各台湾事業者）が、日本国内の衣料品等の販売業者（本件各国内事業者）から購入した商品の仕入れに係る支払対価であり、原告の課税仕入れに係る支払対価の額には該当しない金額である。

(エ) 控除不足還付税額（別表2「平成28年9月期」の順号⑦の金額） 6万6530円

上記金額は、上記（ウ）の控除対象仕入税額6万6530円から上記（イ）の課税標準額に対する消費税額0円を差し引いた後の金額であり、課税標準額に対する消費税額から控除対象仕入税額を控除してなお不足する額である。

(オ) 譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額（控除不足還付税額）（別表2「平成28年9月期」の順号⑨の金額） 6万6530円

上記金額は、上記（エ）の控除不足還付税額であり、地方税法（平成24年法律第69号による改正のうち平成31年（令和元年）10月1日施行前のもの。以下同じ。）72

条の 88 第 2 項の規定に基づく譲渡割額の還付額の基礎となる金額である。

- (カ) 譲渡割額の還付額 (別表 2 「平成 28 年 9 月期」の順号⑩の金額) 1 万 7 9 5 2 円
上記金額は、地方税法 72 条の 88 第 2 項の規定に基づき、上記 (オ) の譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額 6 万 6 5 3 0 円に 63 分の 17 を乗じて算出した金額 (ただし、地方税法制定附則 9 条の 7 及び国税通則法 120 条 1 項の規定により 1 円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下、譲渡割額の還付額について同じ。) である。
- (キ) 納付すべき消費税等の合計額 (別表 2 「平成 28 年 9 月期」の順号⑬の金額)
△ 8 万 4 4 8 2 円

上記金額は、上記 (エ) の控除不足還付税額 6 万 6 5 3 0 円と上記 (カ) の譲渡割額の還付額 1 万 7 9 5 2 円の合計額である。

イ 平成 28 年 1 2 月期

- (ア) 課税標準額 (別表 2 「平成 28 年 1 2 月期」の順号①の金額) 0 円
上記金額は、原告が平成 29 年 2 月 6 日に処分行政庁に対して提出した平成 28 年 1 2 月期の確定申告書 (以下「平成 28 年 1 2 月期申告書」という。) に課税標準額として記載した金額と同額である。
- (イ) 課税標準額に対する消費税額 (別表 2 「平成 28 年 1 2 月期」の順号②の金額) 0 円
上記金額は、上記 (ア) の課税標準額 0 円に消費税法 29 条に規定する税率 100 分の 6.3 を乗じて算出した金額である。
- (ウ) 控除対象仕入税額 (別表 2 「平成 28 年 1 2 月期」の順号⑥の金額) 1 1 万 9 0 2 6 円
上記金額は、次の a の金額から b の金額を差し引いた金額 2 0 4 万 0 4 5 8 円 (別表 2 「平成 28 年 1 2 月期」の順号⑤の金額) に消費税法 30 条 1 項の規定に基づき 108 分の 6.3 を乗じて算出した金額である。
- a 確定申告による課税仕入れに係る支払対価の額 (別表 2 「平成 28 年 1 2 月期」の順号③の金額) 6 億 0 0 1 8 万 0 9 9 4 円
上記金額は、原告が平成 28 年 1 2 月期申告書添付の付表 2 に課税仕入れに係る支払対価の額として記載した金額と同額である。
- b 課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない金額 (別表 2 「平成 28 年 1 2 月期」の順号④の金額) 5 億 9 8 1 4 万 0 5 3 6 円
上記金額は、前記ア (ウ) b と同様、原告ではなく本件各台湾事業者が本件各国内事業者から購入した商品の仕入れに係る支払対価であり、原告の課税仕入れに係る支払対価の額には該当しない金額である。
- (エ) 控除不足還付税額 (別表 2 「平成 28 年 1 2 月期」の順号⑦の金額) 1 1 万 9 0 2 6 円
上記金額は、上記 (ウ) の控除対象仕入税額 1 1 万 9 0 2 6 円から上記 (イ) の課税標準額に対する消費税額 0 円を差し引いた後の金額であり、課税標準額に対する消費税額から控除対象仕入税額を控除してなお不足する額である。
- (オ) 譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額 (控除不足還付税額) (別表 2 「平成 28 年 1 2 月期」の順号⑨の金額) 1 1 万 9 0 2 6 円
上記金額は、上記 (エ) の控除不足還付税額であり、地方税法 72 条の 88 第 2 項の規定に基づく譲渡割額の還付額の基礎となる金額である。
- (カ) 譲渡割額の還付額 (別表 2 「平成 28 年 1 2 月期」の順号⑩の金額) 3 万 2 1 1 8 円

上記金額は、地方税法72条の88第2項の規定に基づき、上記(オ)の譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額11万9026円に63分の17を乗じて算出した金額である。
(キ) 納付すべき消費税等の合計額 (別表2「平成28年12月期」の順号⑬の金額)

△15万1144円

上記金額は、上記(エ)の控除不足還付税額11万9026円と上記(カ)の譲渡割額の還付額3万2118円の合計額である。

ウ 平成29年3月期

(ア) 課税標準額 (別表2「平成29年3月期」の順号①の金額) 561万4000円

上記金額は、原告が平成29年5月8日に処分行政庁に対して提出した平成29年3月期の確定申告書(以下「平成29年3月期申告書」という。)に課税標準額として記載した金額と同額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 (別表2「平成29年3月期」の順号②の金額)

35万3682円

上記金額は、上記(ア)の課税標準額561万4000円に消費税法29条に規定する税率100分の6.3を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額 (別表2「平成29年3月期」の順号⑥の金額) 9万8866円

上記金額は、次のaの金額からbの金額を差し引いた金額169万4858円(別表2「平成29年3月期」の順号⑤の金額)に消費税法30条1項の規定に基づき108分の6.3を乗じて算出した金額である。

a 確定申告による課税仕入れに係る支払対価の額 (別表2「平成29年3月期」の順号③の金額) 3億9956万3371円

上記金額は、原告が平成29年3月期申告書添付の付表2に課税仕入れに係る支払対価の額として記載した金額と同額である。

b 課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない金額 (別表2「平成29年3月期」の順号④の金額) 3億9786万8513円

上記金額は、前記ア(ウ)bと同様、原告ではなく本件各台湾事業者が本件各国内事業者から購入した商品の仕入れに係る支払対価であり、原告の課税仕入れに係る支払対価の額には該当しない金額である。

(エ) 差引税額 (別表2「平成29年3月期」の順号⑧の金額) 25万4800円

上記金額は、上記(イ)の課税標準額に対する消費税額35万3682円から上記(ウ)の控除対象仕入税額9万8866円を差し引いた後の金額(ただし、国税通則法119条1項に基づき100円未満の端数金額を切り捨てたもの。以下、差引税額について同じ。)である。

(オ) 地方消費税の課税標準となる消費税額(差引税額) (別表2「平成29年3月期」の順号⑩の金額) 25万4800円

上記金額は、上記(エ)の差引税額であり、地方税法72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準となる金額である。

(カ) 譲渡割額の納付額 (別表2「平成29年3月期」の順号⑫の金額) 6万8700円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、上記(オ)の地方消費税の課税標準となる消費税額25万4800円に63分の17を乗じて算出した金額(ただし、地方

税法制定附則9条の6第1項及び国税通則法119条1項に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下、譲渡割額の納付額について同じ。)である。

(キ) 納付すべき消費税等の合計額 (別表2「平成29年3月期」の順号⑬の金額)

32万3500円

上記金額は、上記(エ)の差引税額25万4800円と上記(カ)の譲渡割額の納付額6万8700円の合計額である。

エ 平成29年5月期

(ア) 課税標準額 (別表2「平成29年5月期」の順号①の金額) 510万1000円

上記金額は、原告が平成29年7月31日に処分行政庁に対して提出した平成29年5月期の確定申告書(以下「平成29年5月期申告書」という。)に課税標準額として記載した金額と同額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 (別表2「平成29年5月期」の順号②の金額)

32万1363円

上記金額は、上記(ア)の課税標準額510万1000円に消費税法29条に規定する税率100分の6.3を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額 (別表2「平成29年5月期」の順号⑥の金額) 23万1057円

上記金額は、次のaの金額からbの金額を差し引いた金額396万0981円(別表2「平成29年5月期」の順号⑤の金額)に消費税法30条1項の規定に基づき108分の6.3を乗じて算出した金額である。

a 確定申告による課税仕入れに係る支払対価の額 (別表2「平成29年5月期」の順号③の金額) 3億9943万6119円

上記金額は、原告が平成29年5月期申告書添付の付表2に課税仕入れに係る支払対価の額として記載した金額と同額である。

b 課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない金額 (別表2「平成29年5月期」の順号④の金額) 3億9547万5138円

上記金額は、前記ア(ウ)bと同様、原告ではなく本件各台湾事業者が本件各国内事業者から購入した商品の仕入れに係る支払対価であり、原告の課税仕入れに係る支払対価の額には該当しない金額である。

(エ) 差引税額 (別表2「平成29年5月期」の順号⑧の金額) 9万0300円

上記金額は、上記(イ)の課税標準額に対する消費税額32万1363円から上記(ウ)の控除対象仕入税額23万1057円を差し引いた後の金額である。

(オ) 地方消費税の課税標準となる消費税額(差引税額) (別表2「平成29年5月期」の順号⑩の金額) 9万0300円

上記金額は、上記(エ)の差引税額であり、地方税法72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準となる金額である。

(カ) 譲渡割額の納付額 (別表2「平成29年5月期」の順号⑫の金額) 2万4300円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、上記(オ)の地方消費税の課税標準となる消費税額9万0300円に63分の17を乗じて算出した金額である。

(キ) 納付すべき消費税等の合計額 (別表2「平成29年5月期」の順号⑬の金額)

11万4600円

上記金額は、上記（エ）の差引税額9万0300円と上記（カ）の譲渡割額の納付額2万4300円の合計額である。

オ 平成29年8月期

（ア）課税標準額（別表2「平成29年8月期」の順号①の金額） 158万8000円

上記金額は、原告が平成29年10月31日に処分行政庁に対して提出した平成29年8月期の確定申告書（以下「平成29年8月期申告書」という。）に課税標準額として記載した金額と同額である。

（イ）課税標準額に対する消費税額（別表2「平成29年8月期」の順号②の金額）

10万0044円

上記金額は、上記（ア）の課税標準額158万8000円に消費税法29条に規定する税率100分の6.3を乗じて算出した金額である。

（ウ）控除対象仕入税額（別表2「平成29年8月期」の順号⑥の金額） 8万9114円

上記金額は、次のaの金額からbの金額を差し引いた金額152万7669円（別表2「平成29年8月期」の順号⑤の金額）に消費税法30条1項の規定に基づき108分の6.3を乗じて算出した金額である。

a 確定申告による課税仕入れに係る支払対価の額（別表2「平成29年8月期」の順号③の金額） 2億4860万2991円

上記金額は、原告が平成29年8月期申告書添付の付表2に課税仕入れに係る支払対価の額として記載した金額と同額である。

b 課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない金額（別表2「平成29年8月期」の順号④の金額） 2億4707万5322円

上記金額は、前記ア（ウ）bと同様、原告ではなく本件各台湾事業者が本件各国内事業者から購入した商品の仕入れに係る支払対価であり、原告の課税仕入れに係る支払対価の額には該当しない金額である。

（エ）差引税額（別表2「平成29年8月期」の順号⑧の金額） 1万0900円

上記金額は、上記（イ）の課税標準額に対する消費税額10万0044円から上記（ウ）の控除対象仕入税額8万9144円を差し引いた後の金額である。

（オ）地方消費税の課税標準となる消費税額（差引税額）（別表2「平成29年8月期」の順号⑩の金額） 1万0900円

上記金額は、上記（エ）の差引税額であり、地方税法72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準となる金額である。

（カ）譲渡割額の納付額（別表2「平成29年8月期」の順号⑫の金額） 2900円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、上記（オ）の地方消費税の課税標準となる消費税額1万0900円に63分の17を乗じて算出した金額である。

（キ）納付すべき消費税等の合計額（別表2「平成29年8月期」の順号⑬の金額）

1万3800円

上記金額は、上記（エ）の差引税額1万0900円と上記（カ）の譲渡割額の納付額2900円の合計額である。

カ 平成29年11月期

（ア）課税標準額（別表2「平成29年11月期」の順号①の金額） 29万7000円

上記金額は、原告が平成30年1月29日に処分行政庁に対して提出した平成29年11月期の確定申告書（以下「平成29年11月期申告書」という。）に課税標準額として記載した金額と同額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額（別表2「平成29年11月期」の順号②の金額）

1万8711円

上記金額は、上記（ア）の課税標準額29万7000円に消費税法29条に規定する税率100分の6.3を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額（別表2「平成29年11月期」の順号⑥の金額）10万2124円

上記金額は、次のaの金額からbの金額を差し引いた金額175万0698円（別表2「平成29年11月期」の順号⑤の金額）に消費税法30条1項の規定に基づき108分の6.3を乗じて算出した金額である。

a 確定申告による課税仕入れに係る支払対価の額（別表2「平成29年11月期」の順号③の金額）

4802万2297円

上記金額は、原告が平成29年11月期申告書添付の付表2に課税仕入れに係る支払対価の額として記載した金額と同額である。

b 課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない金額（別表2「平成29年11月期」の順号④の金額）

4627万1599円

上記金額は、前記ア（ウ）bと同様、原告ではなく本件各台湾事業者が本件各国内事業者から購入した商品の仕入れに係る支払い対価であり、原告の課税仕入れに係る支払対価の額には該当しない金額である。

(エ) 控除不足還付税額（別表2「平成29年11月期」の順号⑦の金額）8万3413円

上記金額は、上記（ウ）の控除対象仕入税額10万2124円から上記（イ）の課税標準額に対する消費税額1万8711円を差し引いた後の金額であり、課税標準額に対する消費税額から控除対象仕入税額を控除してなお不足する額である。

(オ) 譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額（控除不足還付税額）（別表2「平成29年11月期」の順号⑨の金額）

8万3413円

上記金額は、上記（エ）の控除不足還付税額であり、地方税法72条の88第2項の規定に基づく譲渡割額の還付の基礎となる金額である。

(カ) 譲渡割額の還付額（別表2「平成29年11月期」の順号⑩の金額）2万2508円

上記金額は、地方税法72条の88第2項の規定に基づき、上記（オ）の譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額8万3413円に63分の17を乗じて算出した金額である。

(キ) 納付すべき消費税等の合計額（別表2「平成29年11月期」の順号⑬の金額）

△10万5921円

上記金額は、上記（エ）の控除不足還付税額8万3413円と上記（カ）の譲渡割額の還付額2万2508円の合計額である。

キ 平成30年2月期

(ア) 課税標準額（別表2「平成30年2月期」の順号①の金額）18万0000円

上記金額は、原告が平成30年4月27日に処分行政庁に対して提出した平成30年2月期の確定申告書（以下「平成30年2月期申告書」という。）に課税標準額として記載した金額と同額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 (別表2「平成30年2月期」の順号②の金額)

1万1340円

上記金額は、上記(ア)の課税標準額18万0000円に消費税法29条に規定する税率100分の6.3を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額 (別表2「平成30年2月期」の順号⑥の金額) 8万0658円

上記金額は、次のaの金額からbの金額を差し引いた金額138万2715円(別表2「平成30年2月期」の順号⑤の金額)に消費税法30条1項の規定に基づき108分の6.3を乗じて算出した金額である。

a 確定申告による課税仕入れに係る支払対価の額 (別表2「平成30年2月期」の順号③の金額) 2938万0614円

上記金額は、原告が平成30年2月期申告書添付の付表2に課税仕入れに係る支払対価の額として記載した金額と同額である。

b 課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない金額 (別表2「平成30年2月期」の順号④の金額) 2799万7899円

上記金額は、前記ア(ウ)bと同様、原告ではなく本件各台湾事業者が本件各国内事業者から購入した商品の仕入れに係る支払対価であり、原告の課税仕入れに係る支払対価の額には該当しない金額である。

(エ) 控除不足還付税額 (別表2「平成30年2月期」の順号⑦の金額) 6万9318円

上記金額は、上記(ウ)の控除対象仕入税額8万0658円から上記(イ)の課税標準額に対する消費税額1万1340円を差し引いた後の金額であり、課税標準額に対する消費税額から控除対象仕入税額を控除してなお不足する額である。

(オ) 譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額(控除不足還付税額) (別表2「平成30年2月期」の順号⑨の金額) 6万9318円

上記金額は、上記(エ)の控除不足還付税額であり、地方税法72条の88第2項の規定に基づく譲渡割額の還付額の基礎となる金額である。

(カ) 譲渡割額の還付額 (別表2「平成30年2月期」の順号⑪の金額) 1万8704円

上記金額は、地方税法72条の88第2項の規定に基づき、上記(オ)の譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額6万9318円に63分の17を乗じて算出した金額である。

(キ) 納付すべき消費税等の合計額 (別表2「平成30年2月期」の順号⑬の金額)

△8万8022円

上記金額は、上記(エ)の控除不足還付税額6万9318円と上記(カ)の譲渡割額の還付額1万8704円の合計額である。

(2) 本件各更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告の本件各課税期間に係る消費税等の納付すべき消費税額及び地方消費税額の譲渡割額は、それぞれ前記(1)のとおりであるところ、これらのうち、平成30年2月期については、本件各更正処分における納付すべき消費税額及び地方消費税額の譲渡割額を上回り(被告主張額: 還付額8万8022円、更正処分額: 還付額8万8024円)、それ以外の課税期間については同処分における各納付すべき消費税額及び地方消費税額の譲渡割額といずれも同額であるから、本件各更正処分はいずれも適法である。

2 本件各賦課決定処分の根拠及び適法性

(1) 本件各賦課決定処分の根拠

前記1(2)で述べたとおり、本件各更正処分はいずれも適法であるから、本件各更正処分にに基づき納付すべき税額については、国税通則法65条1項(平成28年9月期については、平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。)の規定により、過少申告加算税が課されることとなる。また、本件においては、同条4項に規定する「正当な理由があると認められるもの」はない。

ところで、国税通則法68条1項(平成28年9月期については、平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。)は、同法65条1項の規定に該当する場合において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、重加算税を課する旨規定しているところ、本件において、原告は、本件各国内事業者から商品を仕入れていないにもかかわらず、宛名を原告とする領収証を発行させた上で、同領収証に基づき原告が仕入れたかのように総勘定元帳を作成するなど、あたかも原告が本件各商品を仕入れた事実があるかのような虚偽の外形を整えたと認められ、このことは、同法68条1項が規定する事実の仮装に該当する。

そうすると、かかる事実の仮装を行った上で、これに基づき納税申告書を提出した原告は国税通則法68条1項の要件を満たすことになるから、本件において、原告に対して、本件各更正処分にに基づき新たに納付すべき税額については、同項の規定に基づき、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代えて重加算税が課されることとなる。そして、本件各更正処分に伴って賦課される本件各課税期間の消費税等に係る重加算税の額は、それぞれ下記アないしキのとおりである。

ア 平成28年9月期 712万9500円

上記金額は、本件各更正処分のうち平成28年9月期に係る更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる税額2037万0100円のうち、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額2037万円を基礎として、これに同法68条1項の規定に基づき100分の35を乗じて算出した金額である。

イ 平成28年12月期 1550万5000円

上記金額は、本件各更正処分のうち平成28年12月期に係る更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる税額4430万6600円のうち、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額4430万円を基礎として、これに同法68条1項の規定に基づき100分の35を乗じて算出した金額である。

ウ 平成29年3月期 1031万4500円

上記金額は、本件各更正処分のうち平成29年3月期に係る更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる税額2947万1500円のうち、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額2947万円を基礎として、これに同法68条1項の規定に基づき100分の35を乗じて算出した金額である。

エ 平成29年5月期 1025万1500円

上記金額は、本件各更正処分のうち平成29年5月期に係る更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる税額2929万4300円のうち、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額2929万円を基礎として、これに同法68条

1項の規定に基づき100分の35を乗じて算出した金額である。

オ 平成29年8月期 640万5000円

上記金額は、本件各更正処分のうち平成29年8月期に係る更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる税額1830万1600円のうち、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額1830万円を基礎として、これに同法68条1項の規定に基づき100分の35を乗じて算出した金額である。

カ 平成29年11月期 119万7000円

上記金額は、本件各更正処分のうち平成29年11月期に係る更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる税額342万7400円のうち、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額342万円を基礎として、これに同法68条1項の規定に基づき100分の35を乗じて算出した金額である。

キ 平成30年2月期 72万4500円

上記金額は、本件各更正処分のうち平成30年2月期に係る更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる税額207万3900円のうち、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額207万円を基礎として、これに同法68条1項の規定に基づき100分の35を乗じて算出した金額である。

(2) 本件各賦課決定処分の適法性

被告が本訴において主張する本件各課税期間の消費税等に係る重加算税の額は、前記(1)のとおりであり、本件各賦課決定処分における重加算税の額といずれも同額であるから、本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

以上

当事者の主張の要旨

1 争点1 (本件各仕入金額が、原告の「課税仕入れに係る支払対価の額」(消費税法30条1項)に当たるか)について

(1) 原告の主張

ア 輸出免税制度の趣旨からすれば、本件各国内事業者に支払った消費税等は還付されなければならないこと

本件各商品は、台湾に輸出されていたところ、本件各商品について消費税等が課された状態が維持されると、日本及び台湾の双方において二重に消費税を課することになり、国際的競争中立性の確保という輸出免税制度の趣旨に反する。また、消費税は、国内において消費される物品やサービスについて税負担を求めるものであるから、輸出等により国外で消費される物品やサービスについては課税すべき前提を欠く。

イ 本件各商品を購入したのは原告であること

(ア) 本件各商品に係る取引の概要

原告は、本件各国内事業者から本件各商品を購入し、これを、B社を介してJ社等に対して販売することにより輸出していた。すなわち、原告は、本件各商品の購入に際して、台湾の通関業者であるB社に名簿登録された本件各台湾事業者を代理人として、本件各国内事業者との売買を行い、本件各国内事業者に対する代金の支払は、本件各台湾事業者が、原告のために立替払をしていた。そして、J社等は、本件各商品を本件各台湾事業者に販売し、本件各商品は、台湾において消費されていた。

上記のような取引において、原告の本件各台湾事業者に対する立替金支払債務、J社等の原告に対する代金支払債務及び本件各台湾事業者のJ社等に対する代金支払債務は、いずれも同額であったため、三者間で相殺により清算されていたものである。

以上のように、原告がJ社等に対して本件各商品を輸出、販売していたことは、「本邦からの輸出として行われる資産の譲渡」(消費税法7条1項1号)に該当するものとして消費税等が免除される。

(イ) 原告が、①本件各国内事業者との間で、資産の所有権移転及び代金支払の合意をしていたこと、②本件各国内事業者に対して本件各商品の代金の支払をしていたこと、及び③本件各国内事業者から本件各商品の引渡しを受けていたことは、以下のとおり明らかであって、本件各商品を本件各国内事業者から購入したのは原告である。

a 原告は、本件各国内事業者との取引を始めた当初から、本件各国内事業者に対して、原告の代わりに本件各台湾事業者が原告として買付けを行うことを説明し、了承を得ていた。「領収書発行のお願い」と題する書面(甲13、14。以下「本件各領収書発行依頼書面」という。)において、本件各国内事業者であるF社及びL株式会社(以下「L社」という。)の各担当者も、「商品購入時に…(株)Aの領収書を依頼された方は、株式会社Aの代理で仕入れをして」いることを了解した旨記載している。

また、本件取引基本契約書からは、商品の所有権が、原告、J社等、本件各台湾事業者へと移転していくことが見て取れるのであって、本件各台湾事業者は、自らが本件各国内事業者からの本件各商品の買主ではないことを明らかにしているといえる。

b 本件各商品の代金の支払は、原告が、本件各国内事業者に対して行っていたものである。

本件各国内事業者は、原告を名宛人とする本件各領収書を発行しているし、本件各領収書発行依頼書面の記載や本件各国内事業者の各担当者の陳述にも、原告が代金を支払っていた旨の内容がある。また、本件各領収書発行依頼書面には、購入手続等のトラブル、責任は原告が負う旨の記載があるところ、これは、本件各台湾事業者が原告のための立替払を行わない場合には、原告が本件各国内事業者に直接代金を支払うことがあることをいうものである。

c 原告は、本件各商品を大阪の倉庫に搬入した上で、商品の品目や数量をチェックしてインボイスを作成し、C社に輸出申告及び通関を依頼していたところ、これは、原告が本件各商品の引渡しを受けたことによりこれを支配し、危険を負担していたために、通関によりその所有権を失うまでの間は、所有者としての行動をとっていたことを示すものである。

ウ 被告の主張について

(ア) 被告は、台湾においては営業税5%が課税されるどころ、原告、J社等及び本件各台湾事業者との間で同額で売買が行われると、営業税を負担することになるJ社等において損失が生じるから、同額での売買はあり得ない旨主張する。

しかし、上記三者間ではそのように合意し、この点についてJ社等から意見や抗議はないし、J社等としては、B社や本件各台湾事業者から台湾における本件各商品の運送料などを得て、全体としてみれば、利益を得ているはずであって、本件各商品のみに着目して同額での売買はあり得ないとする被告の主張は誤りである。

(イ) 被告は、原告が還付を受けた消費税等8%のうち、7.25%が原告の手元に残らない契約内容になっていることは、原告が消費税還付手続の代行等をしていたにすぎないことを裏付けている旨の主張をする。

しかしながら、原告は、取引先である本件各台湾事業者にできるだけ多くの金額を還元すべく、上記のような契約内容に合意したのであって、このような合意内容に被告が介入すべきではない。

(2) 被告の主張

ア 本件各仕入金額は原告の「課税仕入れに係る支払対価の額」には該当しないこと

(ア) 本件各商品に係る取引の概要

本件各台湾事業者は、台湾で販売する商品を仕入れるため、本件各商品を自ら選定し、自らの資金でその代金を支払って購入した上で、本件各商品の引渡しを受けていた。すなわち、本件各仕入金額は、本件各国内事業者を譲渡人、本件各台湾事業者を譲受人とする資産の譲渡における支払対価であって、原告を譲受人とする資産の譲渡における支払対価ではないから、原告の「課税仕入れに係る支払対価の額」には該当しない。

(イ) 本件各商品についての売買契約は本件各国内事業者と本件各台湾事業者との間で成立していること

a 本件各台湾事業者は、本件各国内事業者から商品を購入するに当たり、原告やB社からの指示を受けることなく、自らの判断で購入する商品を決定していた。この点は、本件各台湾事業者であるD社及びE社等の関係者の供述があるほか、本件代表者の供

述からも、原告が購入する商品の選定に関与していなかったことが認められる。

b また、本件各台湾事業者であるD社及びE社並びにB社の関係者の供述のほか、本件代表者の供述によっても、本件各台湾事業者が本件各国内事業者から商品を買付けに当たっては、本件各台湾事業者が商品代金を自己資金で支払っており、原告は商品代金を負担していなかったと認められる。

c 本件各台湾事業者であるD社及び本件各国内事業者であるH社の関係者の陳述によれば、本件各台湾事業者が、本件各国内事業者に対して店頭で商品代金を支払うと同時に、当該商品が当該各台湾事業者に引き渡されていたと認められる。

また、本件各国内事業者から購入された商品が原告に引き渡された場合についても、本件各国内事業者であるF社及びG社の関係者が、原告は、本件各台湾事業者が商品を持ち帰らない場合に商品の集荷及び輸出代行をしている業者であるなどと供述していることからすると、本件各台湾事業者が、原告が引取りに来るまでの間、本件各国内事業者の店舗等での保管を委託し、本件各国内事業者がそれを承諾したものであって、承諾の時点において、本件各国内事業者から本件各台湾事業者への占有改定（民法183条）による引渡しは完了したとみるのが相当である。

したがって、本件各台湾事業者は、本件各国内事業者から本件各商品の引渡しを受けていたと認めることができる。

(ウ) 原告が還付を受けた消費税等の大半が原告の手元に残らないことは、原告が消費税還付手続の代行等をしていたにすぎないことを裏付けていること

原告が還付を受けた消費税等8%のうち7.25%（還付を受けることとなる消費税等の約90.63%）については、B社へ振り込まれて原告の手元には残らない契約内容となっていた。このことは、原告が本件各国内事業者からの買主ではないため、本件各商品を購入する際に支払うこととなる消費税等を含めた代金の負担をしていなかったことを裏付けるとともに、原告が本件各国内事業者からの商品の買主ではなく、商品の集荷業務や消費税還付手続の代行等をしていたにすぎないことを強く示している。

イ 原告の主張について

(ア) 原告は、原告、J社等及び本件各台湾事業者の債権債務が相殺により清算されることで本件各商品の代金に係る決済が行われていたものであり、原告が本件各商品の代金を支払っていた旨主張する。

しかし、台湾においては、物品を輸入する際に営業税5%が課されるところ、この営業税は、原告が輸出販売先としているJ社等が負担することになる。そうすると、仮に、原告が主張するように、原告とJ社等との間の売買と、J社等と本件各台湾事業者との間の売買が同額で行われると、J社等において損失が発生することになるから、このような同額での売買はあり得ない。

(イ) 本件各領収書は、宛名を原告として発行されているが、これは、本件各台湾事業者が購入した本件各商品に係る消費税等相当額の還付を原告が受けられるよう、原告の課税仕入れであると装うための手段として、原告から本件各国内事業者に対して依頼されて作成されたにすぎず、本件各領収書の宛名が原告であることをもって、原告が、本件各商品の代金を支払ったと認めることはできない。

(ウ) 原告は、本件各領収書発行依頼書面の記載内容を根拠として、本件各台湾事業者が原告

の代わりに買付けを行っていたことを本件各国内事業者が把握していた旨主張する。

しかし、本件各領収書発行依頼書の内容は、せいぜい、F社やL社において、領収書の宛名を原告とすることについて了承したというものにすぎず、本件各台湾事業者が原告の代わりに買付けを行っていた旨を認識していたことを裏付けるものではない。

また、株式会社P（代表者は本件代表者。以下「P社」という。）は、本件各商品に係る取引と類似の取引につき、類似の経理処理を行った上で、消費税等の還付を受けるための確定申告をしたが、これに対して、仕入れをしていない商品を仕入れたかのように総勘定元帳に虚偽の記載をしたなどとして、平成28年6月29日付けで更正処分及び重加算税の賦課決定処分を受け、これらの処分を不服としてした審査請求について、平成29年6月16日付けで棄却する旨の裁決（以下「別件裁決」という。）を受けたところ、本件各領収書発行依頼書は、同年3月27日に本件調査が開始され、同年6月16日にP社に係る別件裁決がされた後に作成されたものであって、原告の主張に沿う形で後付けで作成されたものにすぎないから、その信用性は極めて低い。

(エ) 本件各契約書等に依拠して原告が本件各商品を購入していたと認めることはできない。

a 本件基本契約書（甲10）及び本件覚書（甲11）は、原告とB社との間の合意文書であり、原告と本件各台湾事業者との契約関係に関する記載はおろか、本件各台湾事業者が原告に代わって本件各商品を買付けることを示す記載は見当たらない。また、本件確認書は、本件各台湾事業者に不利益な内容を含むにもかかわらず、原告とB社のみの間で合意された形式になっており、実態に沿わないものである可能性が高く、全く信用できない。

b 本件取引基本契約書（甲16）は、そもそも、原告と本件各国内事業者との契約関係について触れるものではないから、本件各商品を本件各国内事業者から購入したのが原告であることを示す証拠ではない。

また、その記載内容は、前記ア（ア）及び（イ）のような本件各商品に係る取引の実態に反するものであり、また、本件各台湾事業者が契約当事者となっていないなど、不自然かつ不合理である。

c 本件確認書及び本件取引基本契約書は、いずれも、平成29年3月27日に本件調査が開始され、同年6月16日にP社に係る別件裁決がされた後に作成されたものであって、原告の主張に沿う形で後付けで作成されたものにすぎないから、その信用性は極めて低い。

ウ 原告は、本件各商品について消費税が課税された状態が維持されると、日本・台湾の両国において二重に消費税を課することになるとともに、国外において消費される本件各商品について日本で消費税等の負担を求めることになるから、輸出免税制度の趣旨に反する旨の主張をする。

しかし、本件各台湾事業者は、納税管理人（国税通則法117条）を選定し、消費税法に定める手続に従って、納税管理人に消費税等の還付を受けるための申告書を作成・提出させれば、消費税法31条（非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例）2項の規定の適用を受けて消費税等の還付を受けることが可能であり、原告の主張は、消費税法の仕組みを理解しないものであり、理由がない。

2 争点2（原告が、国税通則法68条1項に規定する事実の仮装をしたと認められるか）につい

て

(1) 原告の主張

有限会社〇（以下「〇社」という。）は、原告と代表者及び関与税理士が同一人物であり、業務内容も主に衣料品等の輸出業等であるところ、〇社は、平成22年2月9日に着手された税務調査及び平成25年2月12日に着手された税務調査（以下、併せて「別件各調査」という。）において、自社の取引に係る事実関係や経理処理について包み隠さず説明し、その結果、浅草税務署長は、いずれの調査についても、〇社に対して是認通知（甲18、19。以下、併せて「別件各是認通知」という。）をした。

そのため、原告において、本件各仕入金額を原告の課税仕入れに係る支払対価の額として本件元帳に記載して消費税等の確定申告を行うことは、何ら事実を偽るなどするものではなく、存在しない課税要件事実を存在するようにみせかけている認識がなかったことは明白である。

(2) 被告の主張

ア 原告が本件各商品を購入した事実があるかのような虚偽の外形を作出したことは事実の仮装に該当すること

前記1(2)のとおり、本件各商品を本件各国内事業者から仕入れたのは原告ではない。

それにもかかわらず、原告は、本件各領収書について、本件各台湾事業者を通じ、本件各国内事業者をして、真実の買主でも、買付資金の負担者でもない原告を名宛人とする本件各領収書を発行させていた。そして、原告は、本件各領収書に基づき集計した本件各月別集計仕入金額を本件元帳の「仕入高」に、摘要を「B社顧客 立替支払」などとして月別に記載し、あたかも原告が本件各商品を仕入れた事実があるかのような虚偽の外形を作出した。また、原告は、本件各国内事業者から本件各商品を仕入れておらず、国外事業者への売主でもないにもかかわらず、本件元帳に、本件各月別集計仕入金額と同額を「輸出売上高」とし、摘要を「B社 ○月分輸出売上」などとして月別に記載し、輸出を原告名義で行うなど、あたかも原告が本件各商品を本件各国内事業者から仕入れ、台湾に輸出販売したかのような虚偽の外形を作出した。

このような原告の一連の行為が、客観的にみて国税通則法68条1項にいう事実の仮装に該当することは明らかである。

イ 原告には事実を仮装したことの故意が認められること

本件代表者の供述によれば、本件各商品の取引について、本件各台湾事業者が本件各国内事業者の店舗で自ら商品を選び、店頭において、現実売買が成立していること、原告が本件各商品の売買代金を負担していないこと、すなわち、本件各台湾事業者が代金の支払主体（買主）であることを自認しているといえる。その上で、原告は、前記アのとおり、本件各月別集計仕入金額の合計額である本件各仕入金額が原告の課税仕入れに係る支払対価の額であり、かつ、それと同額の輸出免税の対象となる売上げがあるかのように見せかけた。

そうすると、原告は、本件各商品を仕入れていないにもかかわらず、原告が本件各商品を仕入れた事実があり、本件各仕入金額が原告の課税仕入れに係る支払対価の額であり、かつ、同額の輸出免税の対象となる売り上げがあるかのように見せかけたことについての認識、すなわち、事実の仮装についての認識があったことは明らかである。

ウ 過去に〇社に対する是認通知があったことを根拠に、本件各課税期間において重加算税の賦課要件である事実の仮装ないしその故意を否定する原告の主張には理由がないこと

○社に対する別件各調査の結果、別件各是認通知がされたが、これは、別件各調査によって得られた当該事案における具体的な事実関係を前提として暫定的に税務当局の見解を示したにとどまり、○社の税務処理を全面的に肯認するものではなく、ましてや、原告による税務処理及び本件各確定申告を肯認するものではない。

3 争点3（原告が還付金を受領していない課税期間について、国税通則法68条1項の「納税者」として重加算税を課することができるか）について

(1) 原告の主張

原告は、平成28年12月期から平成30年2月期までの各課税期間（以下「本件各還付留保課税期間」という。）について還付金を受領していない。そして、還付申告に対して更正処分が行われ、還付金が減少した場合には、当該減少した「還付金の返還義務こそが納税義務」であり、還付申告者において還付金を受領していない場合には、「還付金の返還義務」を觀念することはできず、納税義務が存在しないから、当該還付申告者は国税通則法68条1項（平成28年9月期については平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。）が引用する同法65条1項（平成28年9月期については平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。）の「納税者」には当たらない。

(2) 被告の主張

加算税は、申告納税方式をとる国税について過少な申告を行った納税者に対する行政上の制裁として賦課されるものであり、また、国税通則法68条1項が引用する同法65条1項の文言上も加算税の賦課において還付金の受領を要件としておらず、原告の主張は明らかに誤りである。

したがって、原告が、本件各還付留保課税期間について、消費税等の各還付申告に係る各還付金を受領していないとしても、何ら加算税賦課に係る要件を欠いているとはいえないから、本件各還付留保課税期間に係る重加算税の各賦課決定処分に違法はない。

4 争点4（本件調査における違法の有無）について

(1) 原告の主張

ア 税務調査の実施期間については、法令上、具体的に制限されておらず、調査担当職員の裁量に委ねられていると解されるが、その裁量の範囲は広範なものではなく、税務調査の実施期間が社会通念上著しく妥当性を欠く場合には、裁量権の逸脱・濫用があるものとして調査手続は違法となり、処分の取消事由になるというべきである。

一般的に、税務調査の調査期間は3か月程度とされているが、本件調査は、平成29年3月に開始されてから16か月という期間を要した。この間、原告は、調査担当職員に対して、結論を早急に出すように何度も求めたにもかかわらず、調査担当職員は、結論を出すことも、結論が出される時期の見込みを明らかにすることもしなかった。具体的にどのような調査を行っているのかも不明なまま、合理的な期間を超えて調査行うことは社会通念上著しく妥当性を欠くものであって、裁量権の逸脱・濫用があり、調査手続に違法があるというべきである。

イ 税務調査を行うに当たっては、調査の対象となる期間について事前通知を行わなければならない（国税通則法74条の9第1項5号）とされており、事務運営指針である「調査手続の実施に当たっての具体的な考え方等について」によれば、「納税義務者に対する実地の調査において、納税義務者に対し、通知した事項以外の事項について非違が疑われた場合には、

納税義務者に対し調査対象に追加する税目、期間等を説明し理解と協力を得た上で、調査対象に追加する事項について質問検査等を行う」(事務運営指針3(2))とされている。そして、上記のとおり、同法74条の9第1項5号において事前通知が定められた趣旨は、税務調査の対象を事前に納税者に通知することにより、納税者の権利を保護しようとしたためであることからすると、本件のように、事前通知のない課税期間についても調査対象に追加し、原告の理解と協力がないうまま調査対象が拡大されることは、上記趣旨を没却するものであって、かかる調査手続の違法は、処分の取消事由となる。

(2) 被告の主張

ア 原告は、処分行政庁が本件調査を開始してから本件各処分をするまで約1年4か月を要したことにつき、これが長期間であるとして、調査手続の瑕疵を構成するものとする。

しかしながら、本件調査は、原告と本件各国内事業者の取引内容等の確認のほか、原告と本件各台湾事業者の関係を確認する必要があったところ、これは日本国内での調査に比して時間を要し、また、後付けで作成されたと推認される本件各領収書依頼書面等の文書に記載された事実関係を確認する必要もあったのであるから、1年4か月という本件調査の調査期間は適正なものである。

イ 国税通則法74条の9第4項は、いったん調査の事前通知が行われた場合に、その通知に含まれていなかった事項について調査着手後に非違が疑われることになった場合に、「当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない」とし、その場合において改めて事前通知を行う必要がない旨を規定している。したがって、事前通知の対象外である課税期間に係る調査について納税者が納得しなかったとしても、非違が疑われる限り、質問検査等を行うことは当然に許されるのであって、原告が理解と協力をしていないことをもって調査手続が違法となるとする原告の主張には理由がない。

これをおくとしても、本件調査においては、原告の関与税理士に対し、調査対象に追加する税目、期間等について説明し、同関与税理士から総勘定元帳の写しの提出を受けた上で、事前通知の対象外の課税期間を含む本件調査に係る調査の結果の説明を行っているものであって、本件調査は原告の理解と協力の下で行われたものである。

以上

別表1 課税処分等の経緯

別表1-1
(単位:円)

平成28年9月期

項目		区分	確定申告	更正処分等	再調査の請求	再調査決定	審査請求	審査裁決
年月日		順号	平成28年10月31日	平成30年7月31日	平成30年10月31日	平成31年2月20日	平成31年3月22日	令和2年3月6日
消費税	課税標準額	①	0	0	0	棄	0	棄
	消費税額	②	0	0	0		0	
	控除対象仕入税額	③	16,108,108	66,530	16,108,108		16,108,108	
	納付すべき消費税額 (②-③)	④	△16,108,108	△66,530	△16,108,108		△16,108,108	
地方消費税	課税標準となる消費税額	⑤	△16,108,108	△66,530	△16,108,108	却	△16,108,108	却
	納付すべき譲渡割額	⑥	△4,346,632	△17,952	△4,346,632		△4,346,632	
	納付すべき消費税等の額 (④+⑥)	⑦	△20,454,740	△84,482	△20,454,740		△20,454,740	
重加算税の額		⑧	-	7,129,500	0		0	

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

別表1-2
(単位:円)

平成28年12月期

項目		区分	確定申告	更正処分等	再調査の請求	再調査決定	審査請求	審査裁決
年月日		順号	平成29年2月6日	平成30年7月31日	平成30年10月31日	平成31年2月20日	平成31年3月22日	令和2年3月6日
消費税	課税標準額	①	0	0	0	棄	0	棄
	消費税額	②	0	0	0		0	
	控除対象仕入税額	③	35,010,557	119,026	35,010,557		35,010,557	
	納付すべき消費税額 (②-③)	④	△35,010,557	△119,026	△35,010,557		△35,010,557	
地方消費税	課税標準となる消費税額	⑤	△35,010,557	△119,026	△35,010,557	却	△35,010,557	却
	納付すべき譲渡割額	⑥	△9,447,293	△32,118	△9,447,293		△9,447,293	
	納付すべき消費税等の額 (④+⑥)	⑦	△44,457,850	△151,144	△44,457,850		△44,457,850	
重加算税の額		⑧	-	15,505,000	0		0	

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

別表1-3
(単位:円)

平成29年3月期

項目		区分	確定申告	更正処分等	再調査の請求	再調査決定	審査請求	審査裁決
年月日		順号	平成29年5月8日	平成30年7月31日	平成30年10月31日	平成31年2月20日	平成31年3月22日	令和2年3月6日
消費税	課税標準額	①	5,614,000	5,614,000	5,614,000	棄	5,614,000	棄
	消費税額	②	353,682	353,682	353,682		353,682	
	控除対象仕入税額	③	23,307,863	98,866	23,307,863		23,307,863	
	納付すべき消費税額 (②-③)	④	△22,954,181	254,800	△22,954,181		△22,954,181	
地方消費税	課税標準となる消費税額	⑤	△22,954,181	254,800	△22,954,181	却	△22,954,181	却
	納付すべき譲渡割額	⑥	△6,193,985	68,700	△6,193,985		△6,193,985	
	納付すべき消費税等の額 (④+⑥)	⑦	△29,148,166	323,500	△29,148,166		△29,148,166	
重加算税の額		⑧	-	10,314,500	0		0	

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

別表1-4

(単位:円)

平成29年5月期

項目		区分	確定申告	更正処分等	再調査の請求	再調査決定	審査請求	審査裁決	
年月日		順号	平成29年7月31日	平成30年7月31日	平成30年10月31日	平成31年2月20日	平成31年3月22日	令和2年3月6日	
消費税	課税標準額	①	5,101,000	5,101,000	5,101,000	棄 却	5,101,000	棄 却	
	消費税額	②	321,363	321,363	321,363		321,363		
	控除対象仕入税額	③	23,300,440	231,057	23,300,440		23,300,440		
	納付すべき消費税額 (②-③)	④	△ 22,979,077	90,300	△ 22,979,077		△ 22,979,077		
地方消費税	課税標準となる消費税額	⑤	△ 22,979,077	90,300	△ 22,979,077		△ 22,979,077		△ 22,979,077
	納付すべき譲渡割額	⑥	△ 6,200,703	24,300	△ 6,200,703		△ 6,200,703		△ 6,200,703
納付すべき消費税等の額 (④+⑥)		⑦	△ 29,179,780	114,600	△ 29,179,780		△ 29,179,780		△ 29,179,780
重加算税の額		⑧	-	10,251,500	0		0		0

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

別表1-5

(単位:円)

平成29年8月期

項目		区分	確定申告	更正処分等	再調査の請求	再調査決定	審査請求	審査裁決	
年月日		順号	平成29年10月31日	平成30年7月31日	平成30年10月31日	平成31年2月20日	平成31年3月22日	令和2年3月6日	
消費税	課税標準額	①	1,588,000	1,588,000	1,588,000	棄 却	1,588,000	棄 却	
	消費税額	②	100,044	100,044	100,044		100,044		
	控除対象仕入税額	③	14,501,841	89,114	14,501,841		14,501,841		
	納付すべき消費税額 (②-③)	④	△ 14,401,797	10,900	△ 14,401,797		△ 14,401,797		
地方消費税	課税標準となる消費税額	⑤	△ 14,401,797	16,900	△ 14,401,797		△ 14,401,797		△ 14,401,797
	納付すべき譲渡割額	⑥	△ 3,886,199	2,900	△ 3,886,199		△ 3,886,199		△ 3,886,199
納付すべき消費税等の額 (④+⑥)		⑦	△ 18,287,996	13,800	△ 18,287,996		△ 18,287,996		△ 18,287,996
重加算税の額		⑧	-	5,405,000	0		0		0

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

別表1-6

(単位:円)

平成29年11月期

項目		区分	確定申告	更正処分等	再調査の請求	再調査決定	審査請求	審査裁決	
年月日		順号	平成30年1月29日	平成30年7月31日	平成30年10月31日	平成31年2月20日	平成31年3月22日	令和2年3月6日	
消費税	課税標準額	①	297,000	297,000	297,000	棄 却	297,000	棄 却	
	消費税額	②	18,711	18,711	18,711		18,711		
	控除対象仕入税額	③	2,801,300	102,124	2,801,300		2,801,300		
	納付すべき消費税額 (②-③)	④	△ 2,782,589	△ 83,413	△ 2,782,589		△ 2,782,589		
地方消費税	課税標準となる消費税額	⑤	△ 2,782,589	△ 83,413	△ 2,782,589		△ 2,782,589		△ 2,782,589
	納付すべき譲渡割額	⑥	△ 750,857	△ 22,508	△ 750,857		△ 750,857		△ 750,857
納付すべき消費税等の額 (④+⑥)		⑦	△ 3,533,446	△ 105,921	△ 3,533,446		△ 3,533,446		△ 3,533,446
重加算税の額		⑧	-	1,197,000	0		0		0

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

別表1-7
(単位:円)

平成30年2月期

項目	区分		確定申告	更正処分等	再調査の請求	再調査決定	審査請求	審査裁決
	年月日	順号	平成30年4月27日	平成30年7月31日	平成30年10月31日	平成31年2月20日	平成31年3月22日	令和2年3月6日
消費税	課税標準額	①	180,000	180,000	180,000	棄 却	180,000	棄 却
	消費税額	②	11,340	11,340	11,340		11,340	
	控除対象仕入税額	③	1,713,869	80,659	1,713,869		1,713,869	
	納付すべき消費税額 (②-③)	④	△ 1,702,529	△ 69,319	△ 1,702,529		△ 1,702,529	
地方消費税	課税標準となる消費税額	⑤	△ 1,702,529	△ 69,319	△ 1,702,529		△ 1,702,529	
	納付すべき譲渡割額	⑥	△ 459,412	△ 18,705	△ 459,412		△ 459,412	
納付すべき消費税等の額 (④+⑥)		⑦	△ 2,161,941	△ 88,024	△ 2,161,941		△ 2,161,941	
重加算税の額		⑧	-	724,500	0		0	

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

別表2 本件各課税期間の消費税等の額の根拠

(単位:円)

項 目		課税期間 順号	平成28年9月	平成28年12月	平成29年3月	平成29年5月	
			期	期	期	期	
消費税	課税標準額	①	0	0	5,614,000	5,101,000	
	課税標準額に対する消費税額 (① × 6.3/100)	②	0	0	353,682	321,363	
	確定申告書添付の付表2に 記載の課税仕入れに係る 支払対価の額	③	276,138,999	600,180,994	399,563,371	399,436,119	
	課税仕入れに係る支払対価の額 に該当しない金額	④	274,998,471	598,140,536	397,868,513	395,475,138	
	課税仕入れに係る支払対価の額 (③ - ④)	⑤	1,140,528	2,040,458	1,694,858	3,960,981	
	控除対象仕入税額 (⑤ × 6.3/108)	⑥	66,530	119,026	98,866	231,057	
	控除不足還付税額(⑥ - ②)	⑦	66,530	119,026	0	0	
	差引税額(② - ⑥)	⑧	0	0	254,800	90,300	
地方消費税	地方消費税の課税標準 となる消費税額	控除不足還付税額 (⑦)	⑨	66,530	119,026	0	0
		差引税額(⑧)	⑩	0	0	254,800	90,300
	譲渡割額	還付額(⑨×17/63)	⑪	17,952	32,118	0	0
		納付額(⑩×17/63)	⑫	0	0	68,700	24,300
納付すべき消費税等の合計額 (⑦ + ⑪ 又は ⑧ + ⑫)		⑬	△84,482	△151,144	323,500	114,600	

(注)1 「⑥」及び「⑩」の各欄の金額は、1円未満の端数金額を切り捨てた後のものである。

(注)2 「⑧」及び「⑫」の各欄の金額は、100円未満の端数金額を切り捨てた後のものである。

(注)3 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

(単位：円)

項 目		課税期間	順号	平成29年8月	平成29年11月	平成30年2月	
				期	期	期	
消費税	課 税 標 準 額		①	1,588,000	297,000	180,000	
	課税標準額に対する消費税額 (① × 6.3/100)		②	100,044	18,711	11,340	
	確定申告書添付の付表2に 記載の課税仕入れに係る 支 払 対 価 の 額		③	248,602,991	48,022,297	29,380,614	
	課税仕入れに係る支払対価の額 に 該 当 し な い 金 額		④	247,075,322	46,271,599	27,997,899	
	課税仕入れに係る支払対価の額 (③ - ④)		⑤	1,527,669	1,750,698	1,382,715	
	控 除 対 象 仕 入 税 額 (⑤ × 6.3/108)		⑥	89,114	102,124	80,658	
	控除不足還付税額 (⑥ - ②)		⑦	0	83,413	69,318	
	差 引 税 額 (② - ⑥)		⑧	10,900	0	0	
地方消費税	地方消費税の課税標準となる消費税額		控除不足還付税額 (⑦)	⑨	0	83,413	69,318
			差引税額(⑧)	⑩	10,900	0	0
	譲渡割額	還付額 (⑨×17/63)	⑪	0	22,508	18,704	
		納付額 (⑩×17/63)	⑫	2,900	0	0	
納付すべき消費税等の合計額 (⑦ + ⑪) 又は (⑧ + ⑫)		⑬	13,800	△105,921	△88,022		

(注) 1 「⑥」及び「⑩」の各欄の金額は、1円未満の端数金額を切り捨てた後のものである。

(注) 2 「⑧」及び「⑫」の各欄の金額は、100円未満の端数金額を切り捨てた後のものである。

(注) 3 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

別表3 本件各確定申告における本件各課税期間の仕入高及び売上高等

平成28年9月期

(単位:円)

項目		区分	平成28年7月計	平成28年8月計	平成28年9月計	合計額
免税売上額(台湾輸出分売上高)	①		115,502,865	83,743,510	75,752,096	274,998,471
課税売上高(国内手数料)	②					0
課税標準	③					0
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	④					276,138,999
うち本件各月別 集計仕入金額	⑤		115,502,865	83,743,510	75,752,096	274,998,471
消費税等の還付税額	⑥					20,454,740

(注)「①」、「⑤」の各欄の金額は各々本件各商品に係る免税売上額、課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)、「⑤」欄合計額は本件各仕入金額である。

平成28年12月期

(単位:円)

項目		区分	平成28年10月計	平成28年11月計	平成28年12月計	合計額
免税売上額(台湾輸出分売上高)	①		259,558,603	198,590,516	139,991,417	598,140,536
課税売上高(国内手数料)	②					0
課税標準	③					0
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	④					600,180,994
うち本件各月別 集計仕入金額	⑤		259,558,603	198,590,516	139,991,417	598,140,536
消費税等の還付税額	⑥					44,457,850

(注)「①」、「⑤」の各欄の金額は各々本件各商品に係る免税売上額、課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)、「⑤」欄合計額は本件各仕入金額である。

平成29年3月期

(単位:円)

項目		区分	平成29年1月計	平成29年2月計	平成29年3月計	合計額
免税売上額(台湾輸出分売上高)	①		162,519,512	123,073,349	112,275,652	397,868,513
課税売上高(国内手数料)	②		0	0	5,614,321	5,614,320
課税標準	③					5,614,000
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	④					399,563,371
うち本件各月別 集計仕入金額	⑤		162,519,512	123,073,349	112,275,652	397,868,513
消費税等の還付税額	⑥					29,148,166

(注)「①」、「⑤」の各欄の金額は各々本件各商品に係る免税売上額、課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)、「⑤」欄合計額は本件各仕入金額である。

平成29年5月期

(単位:円)

項目		区分	平成29年4月計	平成29年5月計	合計額
免税売上額(台湾輸出分売上高)	①		247,840,127	147,635,011	395,475,138
課税売上高(国内手数料)	②		2,558,312	2,542,922	5,101,232
課税標準	③				5,101,000
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	④				399,436,119
うち本件各月別 集計仕入金額	⑤		247,840,127	147,635,011	395,475,138
消費税等の還付税額	⑥				29,179,780

(注)「①」、「⑤」の各欄の金額は各々本件各商品に係る免税売上額、課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)、「⑤」欄合計額は本件各仕入金額である。

平成29年8月期

(単位：円)

項目		区分	平成29年6月計	平成29年7月計	平成29年8月計	合計額
免税売上額(台湾輸出分売上高)	①		127,797,340	66,072,260	53,205,722	247,075,322
課税売上高(国内手数料)	②		821,742	424,385	342,115	1,588,240
課税標準	③					1,588,000
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	④					248,602,991
うち本件各月別 集計仕入金額	⑤		127,797,340	66,072,260	53,205,722	247,075,322
消費税等の還付税額	⑥					18,287,996

(注) 「①」、「⑤」の各欄の金額は各々本件各商品に係る免税売上額、課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)、「⑥」欄合計額は本件各仕入金額である。

平成29年11月期

(単位：円)

項目		区分	平成29年9月計	平成29年10月計	平成29年11月計	合計額
免税売上額(台湾輸出分売上高)	①		30,448,479	10,286,625	5,536,495	46,271,599
課税売上高(国内手数料)	②		195,785	66,143	35,600	297,525
課税標準	③					297,000
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	④					48,022,297
うち本件各月別 集計仕入金額	⑤		30,448,479	10,286,625	5,536,495	46,271,599
消費税等の還付税額	⑥					3,533,446

(注) 「①」、「⑤」の各欄の金額は各々本件各商品に係る免税売上額、課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)、「⑥」欄合計額は本件各仕入金額である。

平成30年2月期

(単位：円)

項目		区分	平成29年12月計	平成30年1月計	平成30年2月計	合計額
免税売上額(台湾輸出分売上高)	①		12,490,410	9,474,329	6,033,160	27,997,899
課税売上高(国内手数料)	②		80,314	60,921	38,794	180,027
課税標準	③					180,000
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	④					29,380,614
うち本件各月別 集計仕入金額	⑤		12,490,410	9,474,329	6,033,160	27,997,899
消費税等の還付税額	⑥					2,161,941

(注) 「①」、「⑤」の各欄の金額は各々本件各商品に係る免税売上額、課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)、「⑥」欄合計額は本件各仕入金額である。